

第II編 全体構想編

第1章 都市づくりの方針

1-1 都市づくりの方向性（課題）



1-2 都市づくりの理念（目指すべき将来像）

人と自然がひびきあう 県北の都 玉名

1-3 都市づくりの基本方針

＜都市づくりの理念＞

人と自然がひびきあう 県北の都 玉名

＜都市づくりの基本方針＞

■基本方針 1

『人と人、人と自然がふれあう交流の都づくり』

- 県北地域の発展を主導する交流拠点都市としてふさわしい都市機能の配置・更新
- 観光・歴史資源を活用した地域再生・活性化に向けた新たな交流の創出・促進
- 新市としての一体感のあるまちづくりの推進
- 1次産業の振興に向けた良好な農地及び漁場環境の保全・活用
- 誇るべき歴史資源の継承・活用
- 豊かな自然環境の保全・活用に向けたまちづくり活動の展開

■基本方針 2

『市民がいきいきと輝き続ける快適な都づくり』

- 定住促進に向けた総合的なまちづくりの推進
- 集約型都市構造への誘導（無秩序な市街地拡大の抑制、公共交通への転換、道路の効果的整備による交通の円滑化、市街地の緑化や市街地など周辺緑地の保全、公共施設の効果的・効率的な管理運営など）
- 誰もが安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくりの推進
- 全ての人が安全・快適に生活できるユニバーサルデザインに配慮した都市づくり
- 市民サービスの維持・向上
- 環境負荷の少ない低炭素型の都市の形成
- 景観に配慮したまちづくりの推進

■基本方針 3

『市民が安心して暮らせる安全な都づくり』

- 市民の生命、財産を守り、災害に強い都市の形成
- 地域、住民の力を活かした地域ぐるみの安全・安心の確保

■基本方針 4

『市民の積極的な参加により、まちづくりを進める自立した都づくり』

- 市民と行政がともに知恵を出し汗を流す協働のまちづくりの推進
- 連帯感や郷土愛に支えられた元気な地域コミュニティの形成

1-3-1 基本方針1 『人と人、人と自然がふれあう交流の都づくり』

本市は、古代より貿易港としての役割を担う水運で、経済交流、文化交流の拠点として繁栄を極めてきました。今日においても、県北地域の発展を主導する交流拠点都市として、周辺都市を牽引する役割が求められています。

また、九州新幹線新玉名駅が開業し、鉄道、道路などの交通利便性が高まることで、新幹線沿線都市をはじめ、多くの人を招き、もてなし、さらなるにぎわいと活気あふれる交流の創出が期待されます。

さらに本市は、有明海、菊池川、小岱山、金峰山系の山々などの豊かな自然に恵まれ、住む人々により育まれてきた地域の歴史・文化があります。今後も、地域に誇りを持ち、人や自然への思いやりを大切にするとともに、地域の伝統や文化をしっかりと守り、育み、後世に受け継ぐことが重要です。

そこで、人と人、人と自然がふれあい、活気を生み出す「交流の都」づくりを進めます。

○県北地域の発展を主導する交流拠点都市としてふさわしい都市機能の配置・更新

○観光・歴史資源を活用した地域再生・活性化に向けた新たな交流の創出・促進

○新市としての一体感のあるまちづくりの推進

○1次産業の振興に向けた良好な農地及び漁場環境の保全・活用

○誇るべき歴史資源の継承・活用

○豊かな自然環境の保全・活用に向けたまちづくり活動の展開

1-3-2 基本方針2 『市民がいいきと輝き続ける快適な都づくり』

本市は、政令市である熊本市から、JR鹿児島本線で約20分、九州新幹線で約10分と交通利便性の高い都市であるとともに、玉名市総合計画策定に伴う市民アンケートにおいても、本市は概ね「住みやすい」という評価を頂いており、玉名市近郊の都市や新幹線沿線都市（博多方面、熊本方面）への通勤者のベッドタウンとしての潜在力を有しています。

また、近年の社会現象から、定年後に魅力ある環境の中で新しい暮らしを始める人も増加傾向にあり、本市は福岡市から九州新幹線で約40分と、時間距離では、福岡都市圏と適度に近接し、都市圏に住む子供世帯や友人とも交流しやすく、自然や歴史、豊かな食などの魅力ある環境を有しており、その有力な候補地であるとも言えます。

こうした状況を踏まえ、これからの時代においては、厳しい財政状況の中で、将来世代に引き継ぐ、活力ある持続可能な都市に向けて、集約型都市構造への誘導を進めていくとともに、誰もが安心していきいき暮らせる福祉のまちづくり、すべてのひとにやさしいユニバーサルデザインを取り入れたまちづくり、市民ニーズに対するきめ細やかな対応、環境保全、良好な景観形成などへの対策を進める必要があります。

したがって、子どもからお年寄りまで、元気でいきいきと暮らせる「快適な都」づくりを進めます。

○定住促進に向けた総合的なまちづくりの推進

○集約型都市構造への誘導（無秩序な市街地拡大の抑制、公共交通への転換、道路の効果的整備による交通の円滑化、市街地の緑化や市街地周辺緑地の保全、公共施設の効果的・効率的な管理運営など）

○誰もが安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくりの推進

○全ての人が安全・快適に生活できるユニバーサルデザインに配慮した都市づくり

○市民サービスの維持・向上

○環境負荷の少ない低炭素型の都市の形成

○景観に配慮したまちづくりの推進

1-3-3 基本方針3 『市民が安心して暮らせる安全な都づくり』

「快適な都」として住み続けられるまちの実現を支える基本的な事柄として、安全・安心が、すべての市民生活の基本であるとともに行政に課せられた最重要課題であると考えます。

また、「自分たちの街は自分たちで守る」という考え方を基本に、「防災」「防犯」「交通安全」のそれぞれの分野において、「自助」「共助」活動をサポートし、「安全で安心なまちづくり」へ向けた市民活動を啓発・促進する必要があると考えます。

それらの対策の一つとして、地震や都市型水害などの災害への備えや、市民全般に対してはもとより、子どもが安心して安全に遊ぶことができる、環境整備を進める必要があります。

このような活動を通じて、市民の減災・防犯などの活動を展開し、「安全な都」づくりを進めます。

○市民の生命、財産を守り、災害に強い都市の形成

○地域、住民の力を活かした地域ぐるみの安全・安心の確保

1-3-4 基本方針4 『市民の積極的な参加により、まちづくりを進める自立した都づくり』

これからの玉名市においては、市民一人ひとりが主体的に学び・行動することができる生涯学習を進めるとともに、市民と地域の信頼関係と連携のもと、地域コミュニティの輪を広げたまちづくりが求められています。

また、地域コミュニティを維持するため、連帯感や郷土愛に支えられた元気な地域コミュニティの育成を図る必要があります。

さらには、行政においては、限られた財源の中で、健全な財政運営を図りながら、魅力あるまちづくりを進める必要があります。

このように自己決定・自己責任において、市民によるまちづくりと的確な行財政基盤の強化により、「自立した都」づくりを進めます。

○市民と行政がともに知恵を出し汗を流す協働のまちづくりの推進

○連帯感や郷土愛に支えられた元気な地域コミュニティの形成

1-4 将来都市構造の基本方針

都市構造とは、都市の骨格的な自然要素や土地利用をベースとして、都市機能の配置の概念を簡単に表したものであり、将来都市構造とは、現在の都市構造に将来像の要素などを加味したものです。

1-4-1 都市構造の現状と課題

本市は、北部の小岱山、東部の金峰山系の山々、南北に貫く菊池川、その菊池川が育む広大な平野、南部の有明海と、恵まれた自然環境に包まれた「やま・まち・さと・うみ」により構成されています。

また、本市は、旧玉名市と岱明町、横島町、天水町が合併して誕生しており、現状においても、旧町単位での生活圏の形勢が色濃く残っています。一方で、本市市街地は、国道208号沿道に東西方向に拡散し、交通動線としての道路は、南北方向の配置が脆弱な状況にあり、今後は、市民の生活利便性を高め、より便利で快適に生活できる環境を形成するために、全市を一体的に捉えたまちづくりが求められています。

1-4-2 都市構造の基本的な捉え方(ゾーンと拠点、軸の考え方)

本市の「やま・まち・さと・うみ」の個性と魅力を活かし、目指すべき都市像を踏まえ、将来の都市形成の基本的構成を「ゾーン」としてとらえ、それぞれの位置づけを示します。

また、集約型の都市構造を実現し、拠点性を備えた核となる地域とそれを取り巻く地域が特色を持ちながら相互に連携し、一体的な発展を目指した都市づくりを行うため、「拠点」を位置づけ、それぞれの特徴を示します。

さらには、それぞれの拠点が効果的に連携し、市域の一体的発展が図られるよう「都市軸」を設定します。

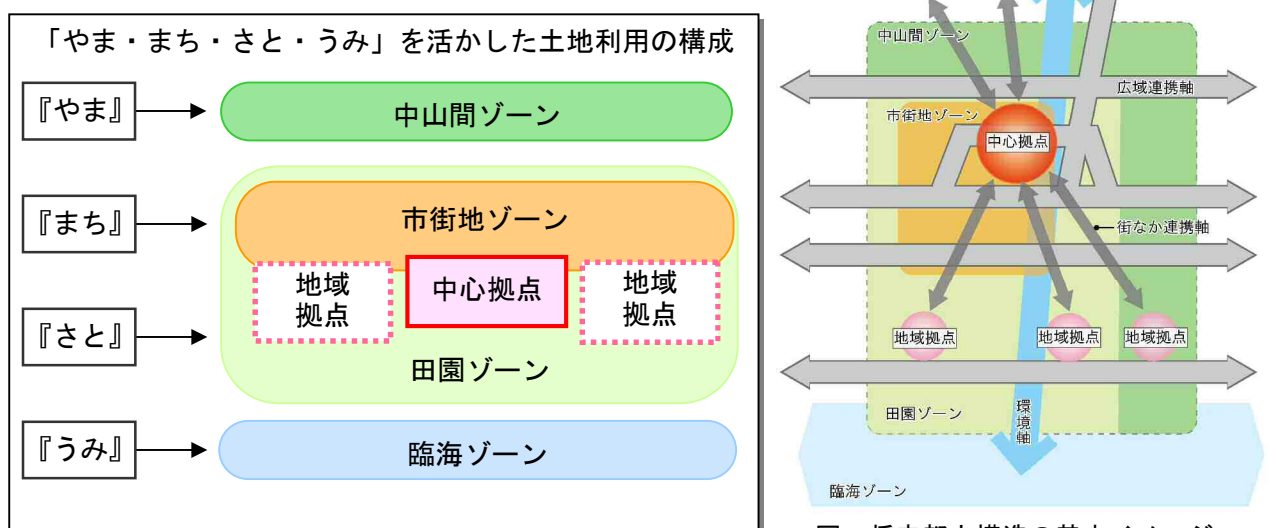


図 将来都市構造の基本イメージ

1-5 ゾーン区分（土地利用構成）

1-5-1 市街地ゾーン

国道 208 号玉名バイパスとＪＲ鹿児島本線に囲まれた区域は、本市の中心的な市街地を形成すべきゾーンであり、住宅、商業、サービス業、教育・文化、業務などの都市的機能の整備を重点的に進める「市街地ゾーン」として位置づけます。

特に、ＪＲ玉名駅周辺や現玉名市役所周辺、新庁舎周辺、九州新幹線新玉名駅周辺については、市民生活を支える各種公共公益サービスが集積した本市の「中心拠点」及び「交通拠点」として、各種機能の維持・更新を図ります。

また、用途地域を指定するエリアについては、計画的な市街地形成を重点的に進めるものとし、本市市街地としてふさわしい市街地環境の向上に努めます。

中でも、「市街地ゾーン」を東西に貫く国道 208 号沿道は、市民生活に必要な生活利便施設などの計画的な立地誘導を図ります。



玉名市役所

1-5-2 田園ゾーン

市街地ゾーン周辺の農地及び集落地については、「田園ゾーン」として位置づけ、本市の基幹産業である農業の振興や農地、自然環境の保全を図りながら、「市街地ゾーン」へのアクセス性を高めるなどにより、集落地などの生活利便性を高めていきます。

1-5-3 中山間ゾーン

本市北部の小岱山、東部の金峰山系の山間部については、豊かな自然資源や歴史的資産の宝庫であるとともに、特に天水地区における熊ノ岳・三ノ岳の丘陵地は、全国でも上位を争うトップクラスの生産量を誇るみかんの大産地です。

また、水源のかん養、地球温暖化防止など多面的機能を有することから、森林の多面的機能を活かした保全と整備及び中山間地域の農業振興を重点的に進める「中山間ゾーン」として位置づけます。

「中山間ゾーン」は、現在の豊かな自然・歴史資源の保全・活用を図るほか、既存施設などの効果的活用を図ることにより、新しい産業創出や観光の振興を目指します。



天水地区丘陵地

1-5-4 臨海ゾーン

本市南部の有明海沿岸部については、有明海の自然を活用した水産業及び臨海レクリエーションの振興を進める「臨海ゾーン」として位置づけ、漁場の保全と整備を進め、海苔やアサリなどの水産業の振興を推進します。さらに、有明海の景観を活かした保養レクリエーションや観光漁業などの振興を図ります。



有明海

1-6 都市拠点

1-6-1 中心拠点

中心拠点とは、本市の主要な機能・施設が集積している場所として、現玉名市役所周辺、既存の商店街、新庁舎周辺を併せた一帯を位置づけ、公共・公益サービス、商業・業務サービス、情報発信などの機能集積を図り、安全で快適な利便性の高い魅力ある市街地の形成（再生）を図ります。



新庁舎周辺

1-6-2 地域拠点

地域拠点とは、各地域で市民生活を支える機能や施設が集積している場所として、合併以前の各地域の中心地として住民サービスを担ってきた岱明支所周辺、横島支所周辺、天水支所周辺を位置づけます。地域拠点は、地域住民の生活の中心であり、教育・文化活動やコミュニティ活動の拠点として、既存施設などを活かした生活サービス・文化交流機能の維持・向上に努め、中心拠点に次ぐ市街地の形成を図ります。



岱明支所



横島支所



天水支所

1-6-3 交通拠点

交通拠点とは、九州新幹線やJR在来線、高速道路などの広域交通ネットワーク、幹線道路、バス路線などの地域交通網の結節点として、また、様々な交流活動の中心として、本市の玄関口である九州新幹線新玉名駅周辺及びJR玉名駅周辺を中心とした各エリアを位置づけます。

九州新幹線新玉名駅周辺については、玉名市民や新幹線利用者の交流の場として、県北地域の玄関口として、観光案内などの情報発信機能や交流機能などの各種機能を誘導することにより、新たな交通拠点の形成を図ります。

また、JR玉名駅周辺については、中心拠点、観光拠点などの都市内拠点相互を連絡する公共交通への乗換え利便性の強化に向けて、ユニバーサルデザインに配慮した公共交通車両の導入や駅前広場の再整備に向けた検討など、結節機能の向上を図ります。



新玉名駅



JR玉名駅

1-6-4 観光拠点

観光拠点とは、本市の観光地の中心となる場所として、由緒ある玉名温泉街や小天温泉を中心とした地域を位置づけ、風情ある街並みなどの醸成に努めつつ、交通の利便性や安全性の向上を図り、魅力的な都市観光空間の形成を図ります。



1-6-5 交流拠点

交流拠点とは、市内外の人が集い交流する場や様々な情報交流の場、また、豊かな自然とのふれあいの場として「九州看護福祉大学」、「蛇ヶ谷公園や桃田運動公園などの公園など」、「松原海水浴場」などを位置づけ、さらなる交流機能の維持・向上を図ります。



1-7 都市軸

1-7-1 広域連携軸

九州新幹線及び鹿児島本線をはじめ、九州縦貫自動車道（菊水インターチェンジが近接）、国道208号、国道208号玉名バイパス、国道501号及び県道玉名山鹿線などの路線については、本市はもとより県北地域をはじめ九州圏における交通の「広域連携軸」の一部を形成しており、物流や都市間交流を支える基盤として、さらなる活用を図ります。

また、これらの「広域連携軸」の中でも、菊水インターチェンジと街なかを結び、高速交通体系と市内の交通網を直結する県道玉名山鹿線については、その特性を活かし、新産業の立地誘導や既存産業の活性化を促進するとともに、JR玉名駅及び九州新幹線新玉名駅についても、交通拠点として、アクセス性・利便性の向上を図ります



国道208号バイパス



国道501号



県道玉名八女線



県道玉名立花線



都市計画道路岱明玉名線



菊池川

1-7-2 街なか連携軸

県道玉名八女線、県道玉名立花線、都市計画道路岱明玉名線など、市内の主要な各路線（県道、市道）を「街なか連携軸」として位置づけ、市内の主要な公共公益施設などを結び、市全域から「中心拠点」へのアクセス利便性を高める主要道路として、交通便利性・安全性の向上を関係機関との連携を図りながら取り組みます。

また、JR駅や生活バスなどの公共交通の利用促進策や交通の結節点となる施設の整備により利便性と安全性の向上を図り、中心拠点への機能集積と連携の強化を促進します。

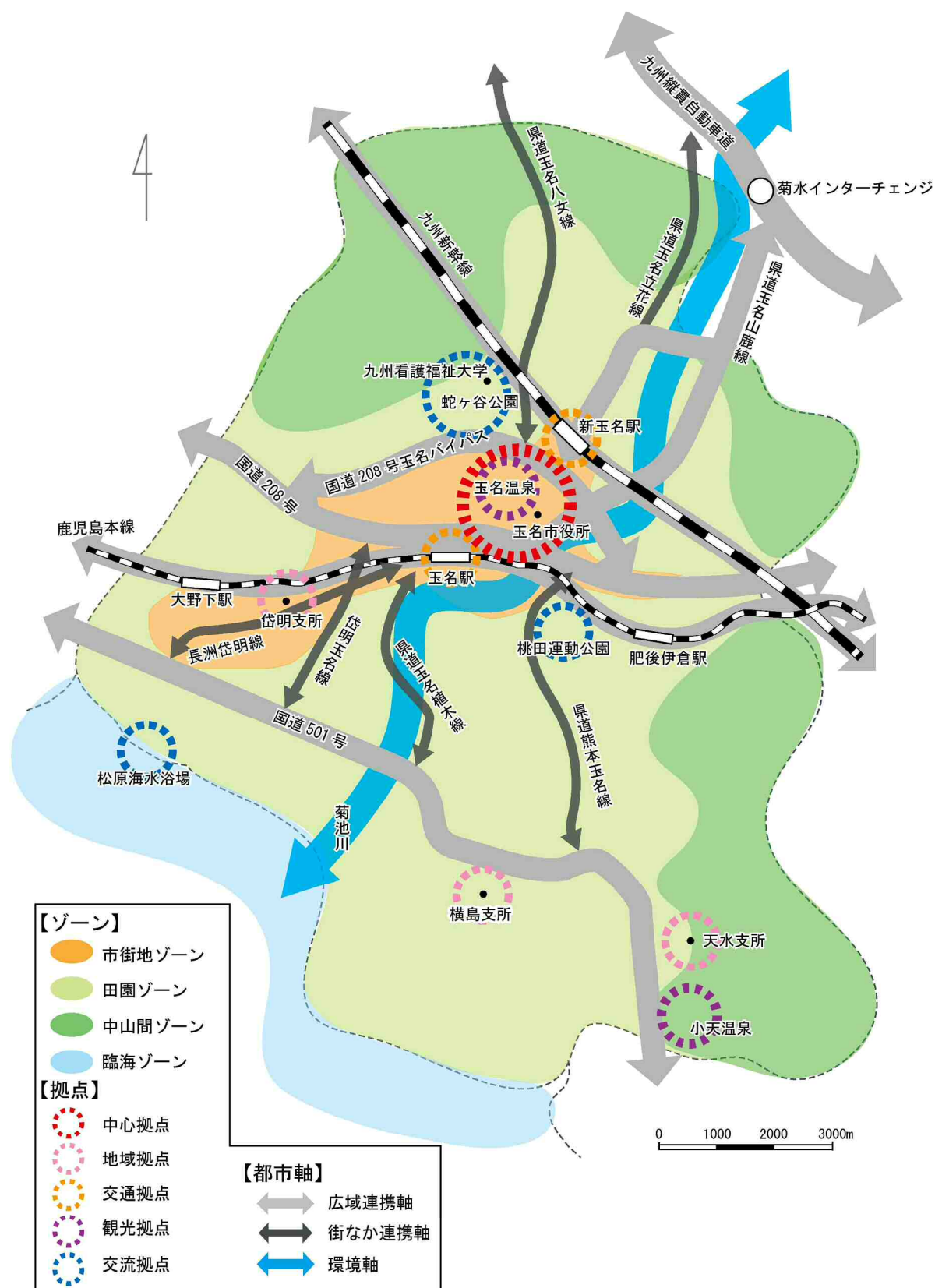
1-7-3 環境軸

菊池川などの河川空間は、市民にとっての貴重な自然空間であり、市街地中心部の緑地帯及び憩いの場となっています。

また、本市の都市構造においても、北部の山間部から、田園ゾーン、市街地ゾーンを流れ、有明海に注ぐ、本市南北を貫く重要な軸線でもあります。

そこで、「環境軸」として位置づけ、浸水などの災害に備えた河川改修を促進するとともに、生態系に配慮した多自然川づくりを推進し、生態系に十分配慮した環境共生の取り組みや、豊かな市民生活の実現や健康増進に向けた憩いの場として積極的な活用を図ります。

図一 将来都市構造図



第2章 分野別まちづくり方針

2-1 土地利用に関する方針

2-1-1 土地利用の基本方針

本市の土地利用区分は、将来都市構造の土地利用ゾーンと拠点形成の方針に基づき、各土地利用ゾーンの魅力を引き出し、便利で快適な生活環境と活力ある地域の振興の両立を図るように設定します。

特に、「市街地ゾーン」については、本市の中心地の形成と将来的な土地利用の展開を考慮した効率的な市街地を形成するために、宅地利用の段階構成を設定するなどそれぞれの地域特性に応じた土地利用区分を設定します。

なお、これら土地利用を適切に規制・誘導するために、都市計画区域の再編及び用途地域の見直しなどを行います。

2-1-2 都市計画による土地利用形成の誘導方針

(1) 都市計画区域の再編

都市計画区域は、人や物の動き、都市の発展の見通し、地形を踏まえ、一体の都市として土地利用の規制・誘導や都市施設の整備、市街地開発事業などを行い、総合的に整備、開発及び保全を図る区域です。そこで、都市計画区域外となっている三ツ川地区、横島地区、天水地区においては、今後、地域の実情などに配慮しながら、一体の都市を目指し、都市計画区域のあり方について検討します。



図一 本市の都市計画区域指定状況

※ 赤枠が都市計画区域。三ツ川地区、横島地区、天水地区は都市計画区域外。

（２）用途地域の指定見直し

将来都市構造図で示した現玉名市役所及び新庁舎、ＪＲ玉名駅、九州新幹線新玉名駅などが立地する「中心拠点」及び「交通拠点」においては、県北地域の発展を主導する交流拠点都市として、日常的な生活圏を越えたより広範な地域を対象とした商業・業務・行政・文化などの高次都市機能※の充実を図るため、計画的な都市空間形成を推進します。

用途地域内（約 845ha）の 26.1％を占める自然的土地利用については、本市の居住エリアとしての計画的な市街化進展を誘導するため、都市施設（都市計画道路、上下水道など）整備※を推進します。また、用途地域内において用途混在の市街化が進行している地区については、適正な用途地域への変更について検討します。

新玉名駅周辺においては、将来の都市的土地利用への段階的かつ計画的な転換などを視野に入れながら、民間活力などの導入による開発の誘導及び適正な土地利用の推進に向けて、特定用途制限地域や用途地域の指定などについて検討を行います。

新庁舎周辺においては、効率的な都市施設整備や様々な都市活動の展開に向けた都市機能の立地誘導を図るため、適正な用途地域への変更について検討します。

なお、国道 208 号及び国道 208 号玉名バイパス沿道の用途地域外で進行する市街化に対しては、無秩序な市街地の拡大を抑制するため、隣接する市街地との整合性を考慮しながら、特定用途制限地域や用途地域の指定などについて検討します。

また、市町村合併に伴い、旧玉名市と旧岱明町の境界付近において、不整形な地区界が生じており、さらには、同じ用途地域において形態規制に関する不整合が生じていることから、一体的な土地利用展開に向けた用途地域の指定、形態規制の変更などについて検討します。

さらには、市街地内において、従前の工業機能の操業停止により、大規模な未利用地が発生し、その後、商業施設の立地が進んでいることから、土地利用との整合を図るため、用途地域見直しを検討します。

高次都市機能

周辺市町村を含めた広域圏を対象とした教育、文化、医療、行政、産業情報などの諸機能。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く)内において、その良好な環境の形成や保持のため、その地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途の概要が定められる地域のこと。

都市施設整備

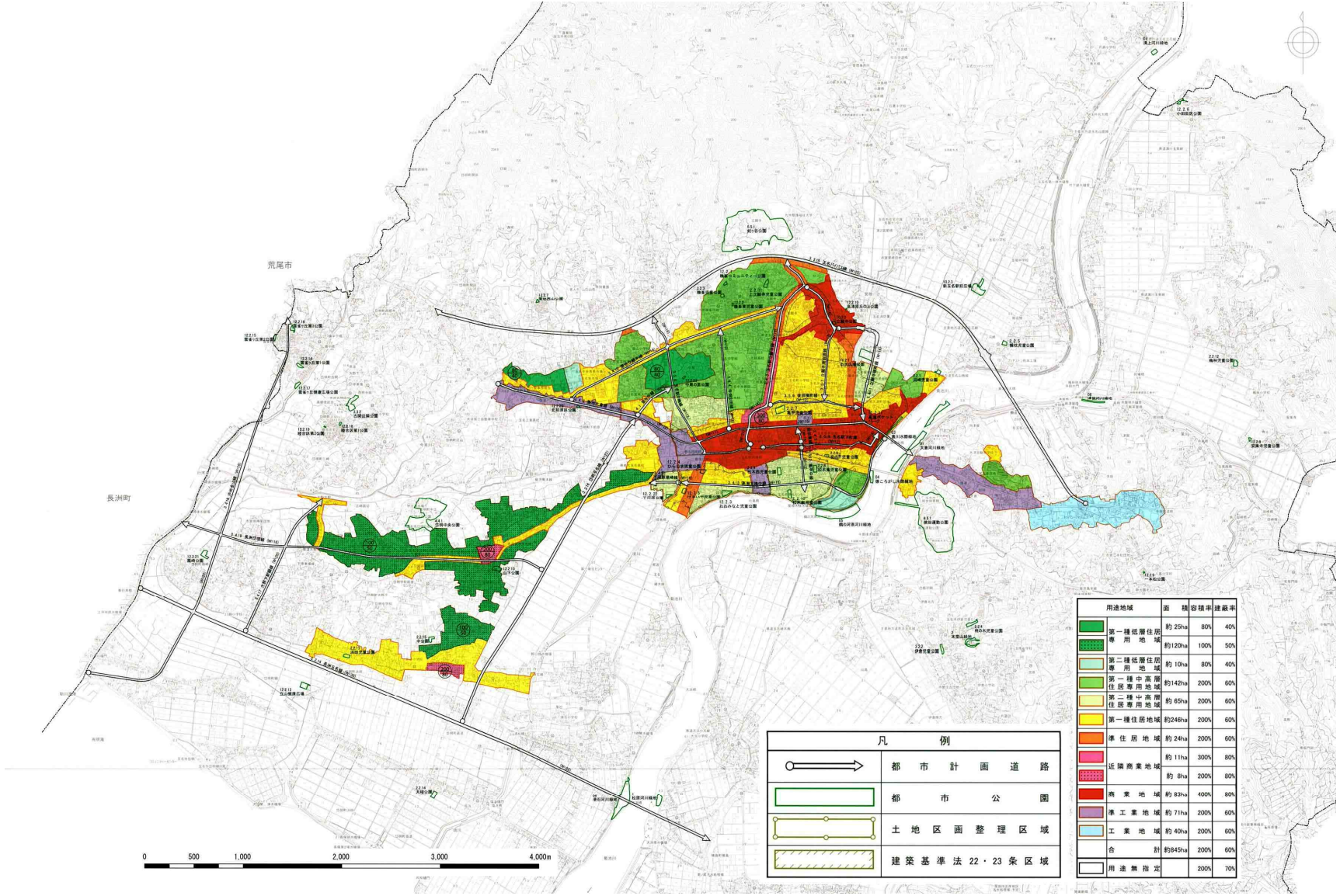
市民生活の安全性、利便性、効率性などの向上をはかるため、都市施設を整備すること。道路、鉄軌道、公園、緑地、上下水道、河川などの整備がこれに該当する。近年では、情報・通信網なども重要な都市施設として位置づけ、整備されている。

表一 土地利用別面積（単位：ha、％）

区分	自然的土地利用							都市的土地利用											小計	合計
	農地			その他 自然 地	小計	宅地					公共 公益 施設 用地	道路 用地	交通 施設 用地	公共 用地	その他 の公 的 施設 用地	その他 の空 地				
	田	畑	小計			山林	水面	住宅 用地	併用 住宅 用地	商業 用地							工業 用地	小計		
用途地域計	62.1	94.0	156.1	32.9	24.9	6.8	220.7	314.9	17.2	62.6	19.6	414.3	73.6	90.6	16.5	3.7	0.0	25.6	624.3	845.0
	7.4%	11.1%	18.5%	3.9%	3.0%	0.8%	26.2%	37.3%	2.0%	7.4%	2.3%	49.0%	8.7%	10.7%	2.0%	0.4%	0.0%	3.0%	73.8%	100.0%
用途地域外計	2,959.9	1,396.7	4,356.6	2,501.7	486.2	275.8	7,620.3	733.7	20.0	194.1	75.9	1,023.7	143.4	467.0	36.0	57.9	0.0	207.7	1,935.7	9,556.0
	31.0%	14.6%	45.6%	26.2%	5.1%	2.9%	79.8%	7.7%	0.2%	2.0%	0.8%	10.7%	1.5%	4.9%	0.4%	0.6%	0.0%	2.1%	20.2%	100.0%
都市計画区域計	3,022.0	1,490.7	4,512.7	2,534.6	511.1	282.6	7,841.0	1,048.6	37.2	256.7	95.5	1,438.0	217.0	557.6	52.5	61.6	0.0	233.3	2,560.0	10,401.0
	29.0%	14.3%	43.3%	24.4%	4.9%	2.7%	75.3%	10.1%	0.4%	2.5%	0.9%	13.9%	2.1%	5.4%	0.5%	0.6%	0.0%	2.2%	24.7%	100.0%
都市計画区域外計	1,657.2	1,322.1	2,979.3	825.9	168.5	139.3	4,113.0	282.6	2.9	18.0	16.8	320.3	41.8	272.3	4.7	5.9	0.0	94.0	739.0	4,852.0
	34.2%	27.2%	61.4%	17.0%	3.5%	2.9%	84.8%	5.8%	0.1%	0.4%	0.3%	6.6%	0.9%	5.6%	0.1%	0.1%	0.0%	1.9%	15.2%	100.0%
合 計	4,679.2	2,812.8	7,492.0	3,360.5	679.6	421.9	11,954.0	1,331.2	40.1	274.7	112.3	1,758.3	258.8	829.9	57.2	67.5	0.0	327.3	3,299.0	15,253.0
	30.7%	18.4%	49.1%	22.0%	4.5%	2.8%	78.4%	8.7%	0.3%	1.8%	0.7%	11.5%	1.7%	5.4%	0.4%	0.4%	0.0%	2.2%	21.6%	100.0%

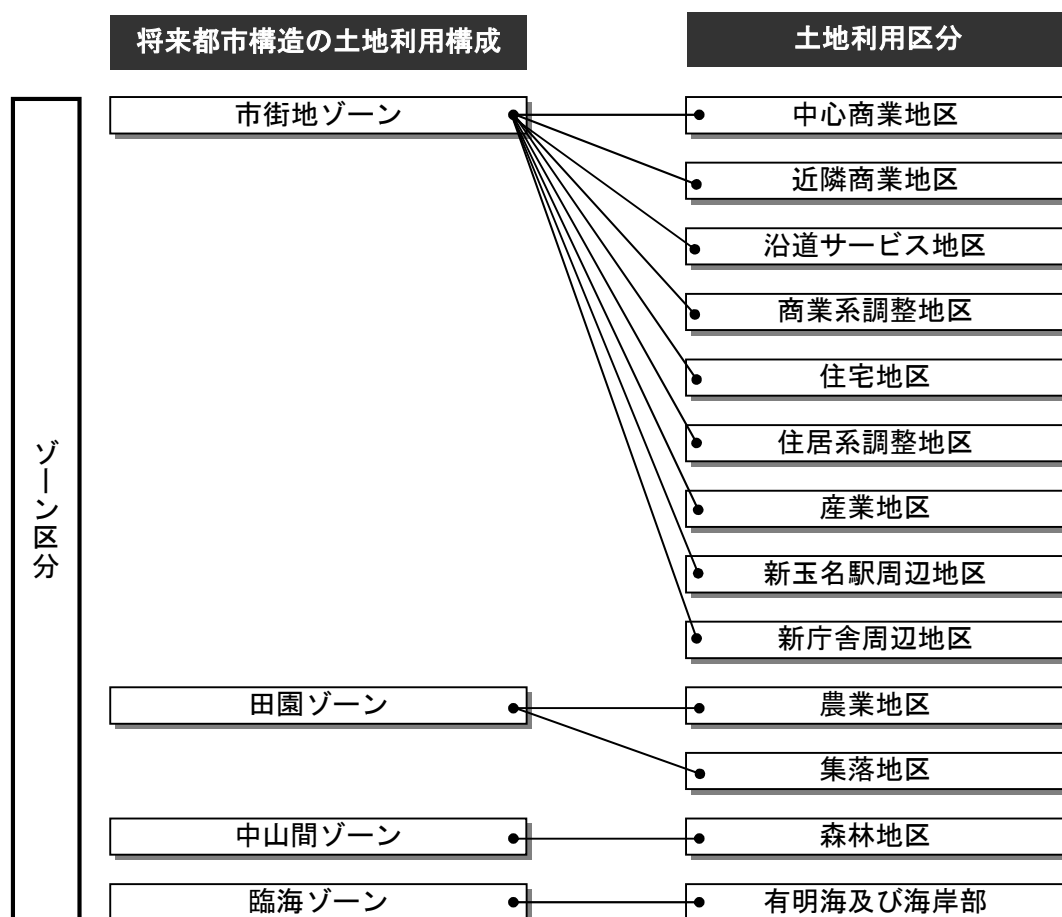
出典：H23都市計画基礎調査

図一用途地域（玉名市都市計画図、H24.3.30現在）



2-1-3 土地利用区分ごとの土地利用方針

本市の土地利用区分は、将来都市構造の土地利用ゾーンごとに、それぞれを構成する土地利用区分を設定し、本市の魅力を引き出し、便利で快適な生活環境と活力ある地域の振興の両立を図るように設定します。



2-1-4 土地利用方針

(1) 主に「市街地ゾーン」を構成する土地利用区分

[中心商業地区]

○本市の中心拠点に位置づけられる現玉名市役所を中心とした国道 208 号沿道については、計画的な都市空間形成に努め、日常的な生活圏を越えたより広範な地域を対象とした商業・業務・行政・文化などの高次都市機能の充実を図るとともに土地の有効利用を進めます。

○ＪＲ玉名駅においては、少子・超高齢社会の到来や環境保全の必要性の高まりに配慮して、公共交通や自転車などを利用しやすい環境整備を、駅前広場などの都市施設整備と一体的に推進します。

- 現玉名市役所移転後の跡地をはじめ、公共施設跡地などの大規模空地や市街地に点在する遊休地、空き家・空地などの未利用地においては、市街地中心部の都市機能を向上するため、土地の有効活用を図り、活力あふれる豊かなまちづくりの形成に努めます。
- 本市を代表する観光地である玉名温泉街については、観光入込客の増加に向けて、新玉名駅とのアクセス向上や来訪者が安全に安心して訪れることのできるまちづくりを目指します。
- 既存の商店街については、商店街のにぎわい創出のため、安心・安全で快適な歩行空間の確保や統一感のある街並み景観の形成を推進します。
- 基盤整備が不十分なまま市街化が進んだ密集市街地（高瀬地区）については、地域住民が生活しやすく、市民にとって魅力ある地区として再生するため、地域コミュニティの維持・活用や伝統・文化の維持・保全、安全性の確保に配慮しつつ、地域住民、関係者との協働によるまちづくりの推進に努めます。



[近隣商業地区]

- ＪＲ玉名駅から西部商店街を經由し国道 208 号玉名バイパスを結ぶ都市計画道路玉名駅立願寺線沿道については、中心商業地区との機能連携を図り、利便性が高く魅力ある商業地の形成と、良好な街並み景観の形成を目指します。



[沿道サービス地区]

- 中心商業地区、近隣商業地区に近接し、準工業地域に指定する国道 208 号沿道においては、広域連携軸のポテンシャル※を活用したロードサイド型の商業施設（量販店・飲食店など）の立地も想定し、これら施設の誘導に努めます。



[商業系調整地区]

- 国道 208 号沿道における沿道サービス地区に隣接する「用途地域外」の地区については、土地利用の連続性や市街地としての一体性確保の観点から、適正な土地利用のあり方について検討します。



ポテンシャル

可能性、潜在能力のこと。

〔住宅地区〕

- 中心商業地区、近隣商業地区、沿道サービス地区以外の既成市街地は、住居系土地利用を主とし、中でも、中心商業地区に隣接した地区や幹線道路沿道の地区については、位置的な利便性を活かし、中密度住宅地を誘導・配置し、比較的密度の高い市街地形態を維持します。
- 上記以外の地区については、低密度住宅地を配置し、良好な居住環境の維持・誘導を図ります。
- 中心商業地区、近隣商業地区においても、商業・業務などの高次都市機能に居住機能を加えた複合的な土地利用を誘導し、定住の促進及び多様な世代によるコミュニティ形成の促進により地域の活性化を図ります。
- 住宅地区内において、自然的土地利用が残存するエリアについては、本市の住宅地区としての計画的な市街化進展を誘導するため、都市施設（都市計画道路、上下水道など）整備を推進します。

〔住居系調整地区〕

- 国道 208 号玉名バイパス沿道の住宅地区に隣接する「用途地域外」の地区は、無秩序な宅地化を抑制し、周辺の住宅地区との調和を図りながら、特定用途制限地域の指定などについて検討を行います。



住居系調整地区

〔産業地区〕

- 国道 208 号沿道において既に工場が立地している地区については、隣接する農業地区との共存に留意しつつ、菊水インターチェンジへの近接性・アクセス性を活かし、本市における産業立地を促進する場所として、さらには、雇用の維持・創出を図る地区として、周辺環境と調和した工業系の操業環境の維持に努めます。



産業地区

〔新庁舎周辺地区〕

- 新庁舎周辺地区においては、従来から歴史博物館ころピア、玉名市民会館などが集積していることから、文化活動の拠点としての機能維持と、庁舎立地に伴う行政サービス機能の集積・強化に向けた用途地域の指定などについて検討します。
- 新庁舎周辺の農地については、土地利用の変化に対応した計画的なコントロールを検討します。



新庁舎周辺地区

[新玉名駅周辺地区]

○新玉名駅周辺地区（新玉名駅周辺整備構想（平成14年3月策定）における構想区域（35.6ha））については、「新玉名駅周辺地域等整備基本計画（平成18年2月策定）」の基本理念である「県北の拠点都市づくり」の実現を目指し、将来の都市的土地利用への段階的かつ計画的な転換などを視野に入れながら、適正な土地利用を推進するため、特定用途制限地域や用途地域の指定などについて検討を行います。



○駅南側の幹線道路沿いについては、商業系や業務系の機能を中心に誘導するとともに、併せて地区内のインフラ整備※（道路など）を行い、情報発信及び交流機能の立地に繋げることで県北の玄関口にふさわしい新たな都市空間の形成に努めます。

（２）主に「田園ゾーン」を構成する土地利用区分

[農業地区]

○本市市街地外縁部の菊池川河口付近に広がる干拓により形成された田園地帯は、イチゴ・トマト・ミニトマトの施設園芸をはじめ稲作などが盛んな重要な農業生産基盤であるほか、豊かな自然環境や美しい田園景観の形成などにも大変寄与していることから、農業地区として引き続き保全に努めます。

○耕作放棄地については、担い手確保や経営環境の改善・充実と併せ、自然景観と調和した農地景観の形成と農地としての利用を促進します。

○農業地区は基本的に農用地区域に指定されているため、農地と宅地の混在を抑制し、計画的な農地の保全に努めます。



[集落地区]

○用途地域外（都市計画区域内）の既存集落などについては、環境の維持・保全に努めるため、地区計画制度※の適用、特定用途制限地域の指定、建築形態規制制度※の活用などを検討します。

インフラ整備

道路、鉄道、公園、下水道、河川などの都市の骨格を形成する根幹的な都市施設の整備のことをいう。

地区計画制度

一定区域における公共施設や配置や規模、建築物の用途や形態などに関する事項を定め、開発行為や建築行為を適正に誘導、規制する計画（制度）。その内容は、地区の目標、将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」とからなり、地域住民などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めるもの。具体的には建物の用途、高さ、色などの制限や、地区道路、公園などの配置についてきめ細かく定め、景観のすぐれた良いまちづくりを進める。

建築形態規制制度

敷地面積に対する建築物のボリュームや高さを制限し、調和のとれた市街地環境の形成を図るもので、建ぺい率制限、容積率制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影規制の5つがある。

○その他農業地区内に形成される集落地については、各集落の歴史や文化、現在の集落形態などの地域特性に配慮しつつ、農地の保全との調和を図りながら、住環境の維持・向上に努めます。特に、玉名市定住化基本構想（スマイル構想）により抽出された4つの定住ゾーン（石貫・三ツ川地区周辺、睦合地区周辺、八嘉・梅林地区周辺、小天地区周辺）については、各ゾーンが持つ優位性を活かした定住促進施策の推進を図ります。

○集落地区は、交通アクセスが弱い地区でもあるため、利用者のニーズに応じて乗合タクシー※などの導入検討も含めた中心地へのアクセス利便性を高めることにより、一体的な生活圏の形成に努めます。



乗合タクシー

（３）主に「中山間ゾーン」を構成する土地利用区分

〔森林地区〕

○本市北部の小岱山に連なる丘陵地は、良好な自然環境であり、市街地の背景（借景※）となる景観要素でもあることから、豊かな自然環境とのふれあいの場、玉名らしい景観形成への活用、休息やレクリエーションの場としての活用を図ります。

○有明海を望む天水地区の丘陵地は、全国でもトップクラスの生産量を誇るみかんの産地であることから、今後もその生産活動の維持を図るため、丘陵地の環境保全に努めます。

○森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活とも深く関わっていることから、その保全に努めます。



天水地区の丘陵地

○土砂災害警戒区域※もしくは急傾斜地崩壊危険区域※が部分的に指定されていることから、今後も引き続き原因地对策の実施や警戒避難体制の整備に努めます。

乗合タクシー

公共バスなどが運行されない地域における生活交通の確保を図るため、タクシー車両を使った乗合型の公共交通であり、集落が点在して需要が少なく、バス車両では運行ができない地域の生活交通を確保するために運行するもの。

借景

主に造園で使われる用語で、庭園外の山や樹木などの自然の景観を、庭の風景の一部として取り入れたもの。

土砂災害警戒区域

崩壊などが発生した場合に地域住民などの生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制の整備などを実施する、いわば、被害地対策を講ずるための区域。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないように、行為の制限や対策工事を実施する区域。

（４）主に「臨海ゾーン」を構成する土地利用区分

〔有明海及び海岸部〕

○本市の漁業低迷を打開するため、安全で安心な水産物の提供ができる漁場環境の再生が必要であり、その再生に向けて、河川環境や生活排水対策などが非常に重要であり、水循環を考慮した総合的な水産資源の保全に努めます。



○有明海に面した松原海岸にある松原海水浴場は、白浜と松林が美しい市内外から人が集う県北地域唯一の海水浴場であることから、レクリエーションによる交流機能の維持・向上を図ります。また、その豊かな自然を活かし、既存施設の有効活用や周辺の他の観光資源との一体的な環境整備に努めます。

○松原海岸では、漁を楽しむことができる地引網の体験や潮干狩り、シャク釣りなどの体験型レクリエーションのメニューも多彩であり、関係機関団体との連携により、観光産業としての新しい水産業の振興を図ります。

図一土地利用方針図



凡 例		
〈市街地ゾーン〉		〈田園ゾーン〉
■ 中心商業地区	○ 新玉名駅周辺地区	■ 農業地区
■ 近隣商業地区	○ 新庁舎周辺地区	■ 集落地区
■ 沿道サービス地区		〈中山間ゾーン〉
■ 商業系調整地区		■ 森林地区
■ 住宅地区		〈臨海ゾーン〉
■ 住居系調整地区		■ 有明海及び海岸部
■ 産業地区		
		— 幹線道路
		--- 鹿児島本線
		— 九州新幹線
		⇄ 九州縦貫自動車道
		○ 行政区域
		○ 都市計画区域
		○ 用途地域界

2-2 拠点整備に関する方針

2-2-1 拠点整備の基本方針

人口減少や少子・超高齢社会の到来、厳しい財政的制約、地球環境問題の高まりなど都市を取り巻く社会経済情勢が変化し、市街地整備・開発の重点が、新市街地を開発する拡大型から、住環境改善や商業活性化といった再生・拡充型にシフトしている状況を踏まえ、既成市街地を活かした拠点集約・機能連携による集約型都市※構造の構築を基本とした拠点整備を推進します。

また、各拠点の機能的役割や地域の歴史・文化の継承に配慮し、地域の資源や特徴を活かした整備に努めます。

2-2-2 拠点形成方針

(1) 中心拠点

中心拠点として位置づける「現玉名市役所周辺」、「新庁舎周辺」、「既存の商店街」においては、本市の主要な機能・施設が集積している場所として、公共・公益サービス、商業・業務サービス、情報発信などの機能集積を図り、安全で快適な利便性の高い魅力ある市街地の形成（再生）を図ります。

[現玉名市役所周辺]

○現玉名市役所をはじめ、公共・公益施設や生活サービス施設などが集積する現玉名市役所周辺においては、これら施設を活用した便利でにぎわいのある市街地の形成を図るため、計画的な都市空間形成に努めます。また、日常的な生活圏を越えたより広範な地域を対象とした商業・業務・行政・文化などの高次都市機能の充実を図るため、土地の有効利用を進めます。



現玉名市役所周辺

○現玉名市役所移転後の跡地をはじめ、公共施設跡地などの大規模空地や市街地に点在する遊休地、空き家・空地などの未利用地においては、市街地中心部の都市機能を向上するため、土地の有効活用を図り、活力あふれる豊かなまちづくりの形成に努めます。

集約型都市

都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携した都市。

[新庁舎周辺]

- 新庁舎周辺においては、歴史博物館ころピア、玉名市民会館などが集積していることから、文化活動の拠点としての機能維持と、庁舎立地に伴う行政サービス機能の集積・強化に向けた用途地域の指定などについて検討します。
- 新庁舎周辺の農地については、土地利用の変化に対応した計画的なコントロールを検討します。

[既存の商店街]

- 既存の商店街については、商店街のにぎわい創出のため、安心・安全で快適な歩行空間の確保や統一感のある街並み景観の形成を推進します。

(2) 地域拠点

地域拠点として位置づける、合併以前の各地域の中心地として住民サービスを担ってきた「岱明支所周辺」、「横島支所周辺」、「天水支所周辺」においては、市民生活を支える機能や施設が集積している場所であり、それら機能・施設の維持・向上を図ります。

- 地域拠点は、地域住民の生活の中心であり、教育・文化活動やコミュニティ活動※の拠点として、既存施設などを活かした生活サービス・文化交流機能の維持・向上に努めます。
- 超高齢社会の到来や環境問題への配慮など、公共交通の重要性の高まりを踏まえ、地域拠点を起終点とした地域交通のあり方について検討し、交通空白地域の解消を図りながら、財政負担にも配慮した持続可能な交通体系の構築を目指します。

(3) 交通拠点

交通拠点として位置づける「九州新幹線新玉名駅周辺」及び「ＪＲ玉名駅周辺」においては、市内外の交通結節機能の中心として、さらには、本市の玄関口として、各種機能・施設の維持・向上を図ります。

[ＪＲ玉名駅周辺]

- ＪＲ玉名駅周辺については、中心拠点、観光拠点などの都市内拠点相互を連絡する公共交通への乗換え利便性の強化に向けて、ユニバーサルデザインに配慮した公共交通車両の導入や駅前広場の再整備など、結節機能の向上を図ります。

コミュニティ活動

地域住民相互の協力と連帯による地域社会活動。

[九州新幹線新玉名駅周辺]

- 九州新幹線新玉名駅周辺については、県北地域の玄関口として、観光案内などの情報発信機能や交流機能などの各種機能を誘導することにより、新たな交通拠点の形成を図ります。
- 拠点形成にあたっては、適正な土地利用を推進するため、特定用途制限地域や用途地域の指定などについて検討を行います。
- 「新玉名駅周辺整備構想区域（35.6ha）」のうち駅前広場（4.0ha）を除く一般開発エリア（31.6ha）において、開発における諸手続きやインフラ整備などを市が支援することで民間活力などの導入による開発を誘導していくとともに、無秩序な開発とならないよう働きかけを実施します。
- 駅南側の幹線道路沿いについては、商業系や業務系の機能を中心に誘導するとともに、併せて地区内のインフラ整備（道路など）を行い、情報発信及び交流機能の立地に繋げることで県北の玄関口にふさわしい新たな都市空間の形成に努めます。
- 新玉名駅の駅舎イメージである「森の中の駅」を尊重し、周囲の田園風景との調和にも配慮した景観の形成に努めます。
- 新玉名駅の駐車場は、駐車台数が駐車可能台数を上回る状態が発生していることから、利用者の実態を調査した上で、目的に沿った利用の指導や、規模の再検討も視野に入れた有効策の実施に努めます。

（４）観光拠点

本市の観光拠点として位置づける「玉名温泉」や夏目漱石ゆかりの「小天温泉」においては、風情ある街並みづくりの醸成に努めつつ、交通の利便性や安全性の向上を図り、魅力的な都市観光空間の形成を目指します。

- 玉名温泉街については、九州新幹線全線開業と新玉名駅の開業効果を最大限に生かすため、広域的な観光連携も視野に入れ、観光入込客の増加に向けて、新玉名駅へのアクセス向上や来訪者が安全に安心して訪れることのできるまちづくりを目指します。
- 観光拠点以外に市内に数多く残る文化遺産の調査を行い、保護が必要なものは文化財指定や整備を進めるなど、地域での保存・活用の取り組みを図ります。併せて歴史、文化活動グループと連携を図り、郷土の歴史と文化について幅広い見識を持ち、文化財保護と活用の核になる人材の育成に取り組みます。

（５）交流拠点

交流拠点として位置づける「九州看護福祉大学」及び「蛇ヶ谷公園や桃田運動公園などの公園など」、「松原海水浴場」などにおいては、人や自然との交流の場として、また様々な情報交流の場として、さらなる交流機能の維持・向上を図ります。

〔九州看護福祉大学〕

○九州看護福祉大学は、市内外から数多くの学生が集い交流する公設民営で設立された県北唯一の大学であるとともに、生涯学習や健康推進などの様々な情報の発信や地域との交流の拠点であることから、さらなる交流機能の維持・向上を図ります。



○本市は「大学を活かしたまちづくり」を市の基本施策の1つとして掲げており、地域における活動や調査・研究、人材育成、産業振興、地域づくりなど様々な分野での大学との相互間の協力・連携が期待されています。そのため、地域福祉の推進にあたっては、大学と緊密な連携により、学校施設の地域開放による地域活動拠点としての活用や、福祉サービスの研究開発など、地域福祉の様々な分野において大学と連携した取り組みを進めていきます。

〔公園など〕

○蛇ヶ谷公園や桃田運動公園、岱明中央公園、浮田池周辺などの公園などについては、人と人、人や自然との交流の場として、また、市民の憩いの場、スポーツやレクリエーション及びコミュニティ活動などの場としてさらなる機能の集積・充実を図るとともに、災害時における広域避難場所としても位置づけ、計画的な整備を図ります。



〔松原海水浴場〕

○有明海に面した松原海岸にある松原海水浴場は、白浜と松林が美しい市内外から人が集う県北地域唯一の海水浴場であることから、レクリエーションによる交流機能の維持・向上を図ります。また、その豊かな自然を活かし、既存施設の有効活用や周辺の他の観光資源との一体的な環境整備に努めます。

2-3 交通体系に関する方針

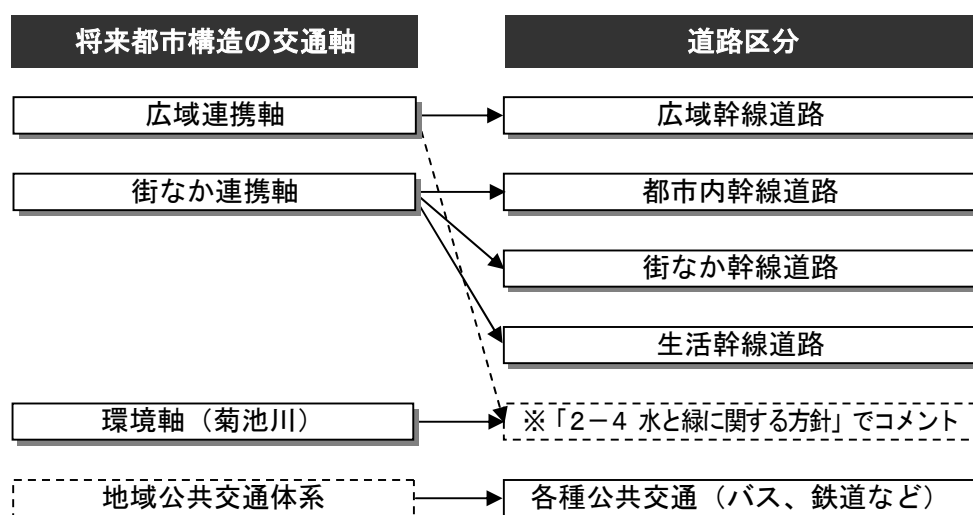
2-3-1 交通体系の基本方針

平成 23 年 3 月に九州新幹線が全線開業し、県北の交通拠点としての機能がさらに充実しました。市外ではありますが、九州縦貫自動車道と合わせると 2 つの高速交通体系において広域的圏域との連携機能が強化されたことから、今後は、これらの交通拠点と広域圏、都市・地域圏との連携機能を強化し、地域産業の活性化や市域内外との交流促進に向けた交通体系の構築を図ります。

また、市民の交通利便性の向上を目指して、主要施設へのアクセス道路の充実に努めるとともに、市域の一体的な発展を図るため、市域内のどこからでも中心市街地まで 15 分以内で到達できる「15 分構想」を推進します。

中心拠点には、観光振興の核となる玉名温泉街や高瀬商店街などがあり、観光交流や生活交流によってにぎわいを創出すべき地区であることから、歩行者・自転車交通の安全かつ快適な環境形成など、人にやさしい交通環境整備に努めるとともに、景観性や回遊性の充実に努めます。

さらには、超高齢社会の到来や地球環境保全の観点から、環境負荷の少ない、人にやさしい公共交通機能の充実に努めます。



2-3-2 交通施設などの整備方針

(1) 広域的な交流・連携に向けた道路整備－広域幹線道路

○新幹線開業前に暫定2車線で開通した国道208号玉名バイパスについては、市域や行政圏といった都市圏を越えた広域的圏域における機能連携、社会的・文化的交流の促進に向け、今後、交通量を考慮しながら4車線化に向けた完全整備を促進していきます。

○有明海沿岸道路(Ⅱ期)の熊本市～大牟田市間については、継続して候補路線から計画路線への指定を要望します。中でも、大牟田～長洲間については、工事の早期着工を要望します。



国道208号玉名バイパス

(2) 地域間の交流・連携に向けた道路整備－都市内幹線道路

○新市としての市域の一体的な発展のために、市域内交通のネットワークを整備し、市域内交通の利便性と定時性の確保に努めます。

○中心市街地と周辺地域を結ぶ都市内幹線道路の整備による放射状道路ネットワークを構築します。なお、都市内幹線道路に位置づける都市計画道路の整備については、国道208号玉名バイパス開通後の交通環境の変化を踏まえ、計画的、効率的に実施します。

○平成26年12月(予定)の新庁舎移転に伴う都市環境の変化に対応した周辺道路のアクセス性の向上を目指します。また、新玉名駅から新庁舎、現玉名市役所周辺、さらには市南部方面を貫く道路ネットワークの構築を図るため、県との協働による県道玉名立花線などの早期整備について検討します。

○JR鹿児島本線より南部方面からの中心市街地への交通アクセス機能の向上に資する国道501号と国道208号を一直線で繋ぐ都市計画道路岱明玉名線については、平成30年度全線供用開始を目標に整備を推進します。

○都市の外環状の形成に資する南廻りバイパス(仮称)については、関係機関や地域住民意向などを踏まえ、必要性を考慮しながら検討します。

○市内の観光資源のネットワーク化や人・モノの交流を促進するため、広域幹線道路を補完する路線の整備を促進していきます。

(3) 都市拠点形成に向けた道路整備－街なか幹線道路

○中心拠点に位置づける玉名温泉街や新庁舎周辺、高瀬商店街に至るエリアをはじめ、本市の市街地ゾーンについては、市街地内の主要都市施設への連絡機能の強化、市街地内への通過交通の流入抑制、エリア内の回遊性の充実を図るため、現在進めている都市計画道路の整備を促進するとともに、新規の道路整備や、現道における安全な歩行空間や円滑な走行空間の確保を図ります。

○国道 208 号と国道 208 号玉名バイパスを繋ぐ都市計画道路玉名駅平嶋線については、
県の境川改修計画と調整を図りながら整備に向けて検討します。

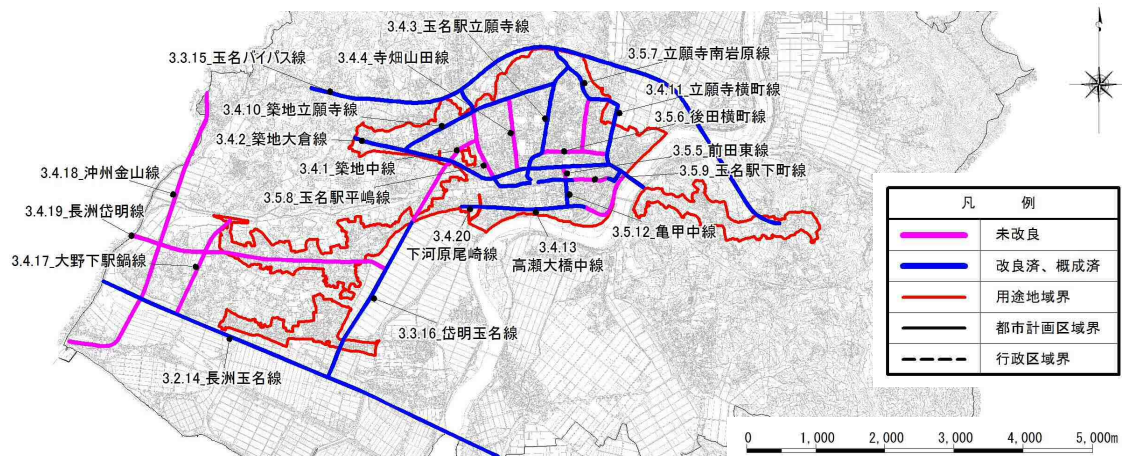
○新玉名駅や新幹線の利用者増加を図るため、新玉名駅から県道玉名八女線にアクセスする
県道（仮称：東西道路）については、早急に県道玉名八女線まで接続できるように県
との連携を強化し、整備を促進していきます。

表 都市計画道路の整備状況（H25.3.31現在）

	都市施設名称	計画延長 (km)	幅員 (m)	整備状況 (km)			整備率※ (%)
				改良済	概成済	未整備	
1	3.4.1 築地中線	0.50	20	0.00	0.00	0.50	0.0%
2	3.4.2 築地大倉線	4.37	16	2.86	1.51	0.00	100.0%
3	3.4.3 玉名駅立願寺線	2.17	16	2.17	0.00	0.00	100.0%
4	3.4.4 寺畑山田線	1.05	16	0.00	0.00	1.05	0.0%
5	3.5.5 前田東線	0.20	12	0.00	0.00	0.20	0.0%
6	3.5.6 後田横町線	0.96	12	0.00	0.00	0.96	0.0%
7	3.5.7 立願寺南岩原線	1.29	12	0.54	0.00	0.75	41.9%
8	3.5.8 玉名駅平嶋線	1.96	12	0.95	0.00	1.01	48.5%
9	3.5.9 玉名駅下町線	1.27	12	0.86	0.00	0.41	67.7%
10	3.4.10 築地立願寺線	2.39	16	2.39	0.00	0.00	100.0%
11	3.4.11 立願寺横町線	1.33	16	1.33	0.00	0.00	100.0%
12	3.5.12 亀甲中線	0.42	12	0.42	0.00	0.00	100.0%
13	3.4.13 高瀬大橋中線	2.52	16	1.41	0.00	1.11	56.0%
14	3.2.14 長洲玉名線	6.24	30	0.00	6.24	0.00	100.0%
15	3.3.15 玉名バイパス線	8.47	25	0.00	8.47	0.00	100.0%
16	3.4.17 大野下駅鍋線	1.59	20	0.00	0.00	1.59	0.0%
17	3.4.19 長洲岱明線	3.82	16	0.00	0.00	3.82	0.0%
18	3.4.7 沖洲金山線	3.95	12	0.00	0.00	3.95	0.0%
19	3.3.16 岱明玉名線	3.75	22	2.65	0.00	1.10	70.7%
20	3.4.20 下河原尾崎線	0.33	16	0.33	0.00	0.00	100.0%
合計		48.58	—	15.91	16.22	16.45	66.1%

出典：玉名市資料。整備率は、既成済み延長も含めて算出。

図 都市計画道路整備状況（H25.3.31 現在）※再掲 出典：玉名市資料



（４）人にやさしい生活道路網の整備－生活幹線道路など

○通学路など市民生活に最も密着し市域内の交通ネットワークを担う生活道路網は、少子・超高齢社会の到来や環境保全の必要性の高まりに配慮して、公共交通や自転車などを利用しやすい環境を整備するために、舗装、新設・改良、側溝改良などの計画的な整備を図り、市民の利便性の向上と安全の確保に努めます。

○玉名温泉街や高瀬商店街では、ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、多くの人が利用する主要な公共施設や各種集客施設周辺を中心に、道路幅の確保や歩道のバリアフリー化、電線類の地中化などによって、高齢者・障がい者などすべての歩行者が安全に移動できる歩行者空間の確保に努めます。

（５）安全性・信頼性の高い道路網の構築－道路施設の維持管理

○老朽化した道路に対し計画的な改修を進めるとともに、道路橋については長寿命化修繕計画に基づき、定期的な点検や予防的な修繕に努め、安全性・信頼性を確保します。

○街路樹については、都市緑化と財政の健全化の両立を図りながら、適正な維持管理に努めます。

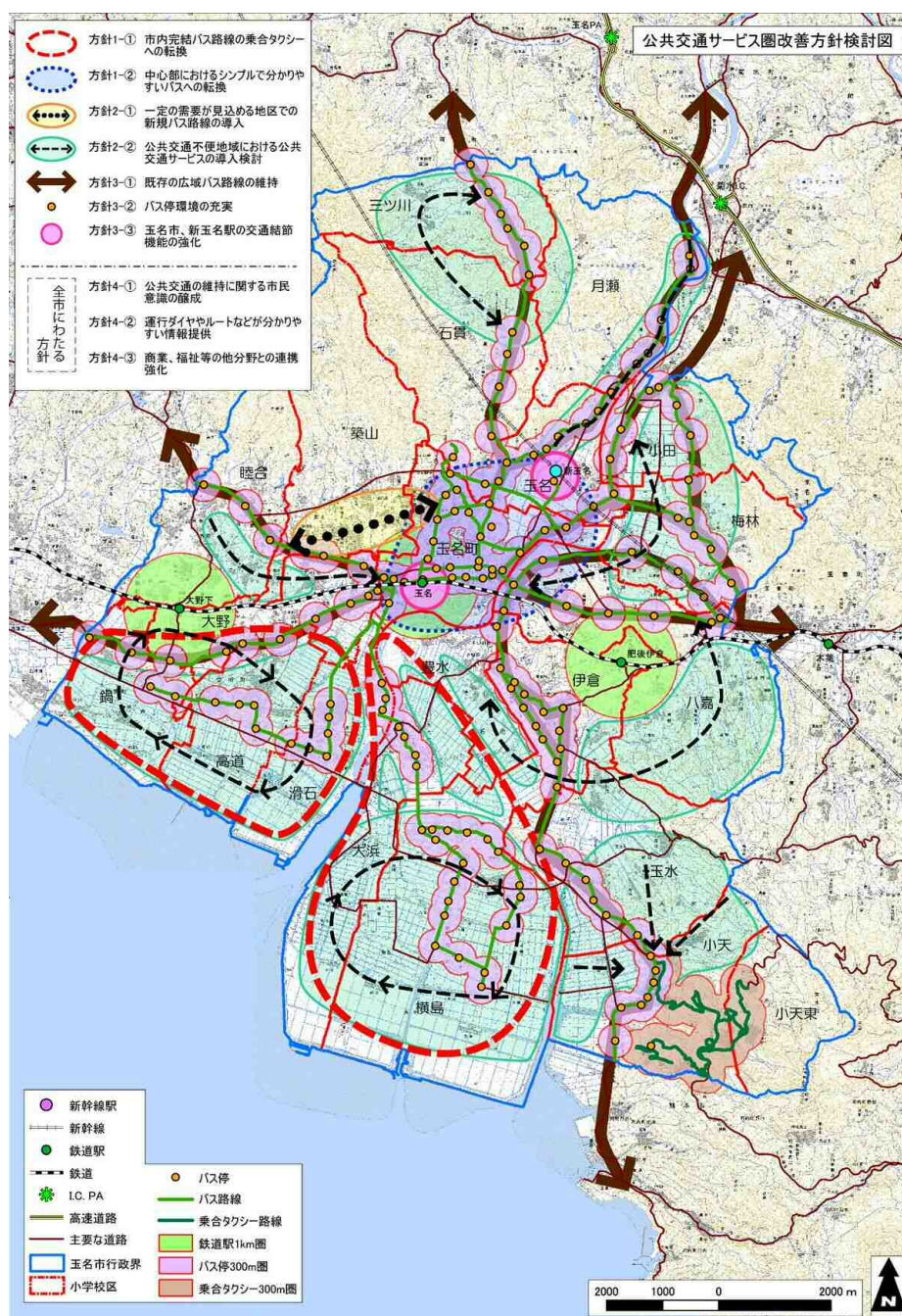
（６）利便性の高い生活の足の確保－各種公共交通（バス、鉄道、乗合タクシーなど）

○本市では、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、市民、交通事業者、行政など地域公共交通の関係者で構成する「玉名市地域公共交通会議」を経て策定した「玉名市地域公共交通総合連携計画」に基づき、旧1市3町に分散、重複、または偏在する都市機能に対し、市内のどこに暮らしていても都市サービスが享受できる「生活水準の平準化」に向け、公共交通網の整備を図るとともに、各種モビリティ・マネジメント※施策を実施し、通院や買い物、通学・通勤などにおいて、過度なマイカー利用から公共交通機関へのシフトに取り組みます。

○地域公共交通の柱となる路線バスについては、市の中心部と周辺市町を結ぶ広域基幹バス路線への需要の集約、既存路線の再編・充実、定時性の維持、車両・施設のバリアフリー化などによって利用促進を図るとともに、ＪＲや他の交通機関との乗り継ぎ利便性の向上に努めます。

○郊外の集落など需要不足によって路線バスなどの運行維持が困難な地域や公共交通空白地域においては、地域の実情に即したきめ細かな運行が可能となる公共交通が必要であり、コミュニティバス※や利用者のデマンド（要望）に応じて運行している乗合タクシーなど、高齢化が進む地域性や地域住民のニーズに柔軟に対応した地域密着型の公共交通を検討します。

図 公共交通サービス圏改善方針検討図



出典：玉名市地域公共交通総合連携計画

モビリティ・マネジメント

人々の意識や慣習といった社会的・心理的要素に配慮しつつ、“一人ひとりの移動”が社会にも個人にもより望ましい方向へと自発的に変化するように促す手法の総称のこと。多くの場合は、公共交通利用や徒歩二輪の利用を誘導するための情報提供を行うことで、自動車から公共交通利用などへ自発的な転換促進を図るために用いられる。

コミュニティバス

高齢者、身障者などにも利用しやすい公共交通として、低運賃、短いバス停間隔、小回りの効く小型車両、わかりやすいダイヤなどを特徴とする地域密着型のバスシステム。

2-4 水と緑に関する方針

2-4-1 水と緑の基本方針

公園や緑地、河川などの水際空間などは、市民生活に潤いや安らぎをもたらすとともに、余暇活動やレクリエーション活動などの市民への憩いの空間や災害時における避難場所、地域住民のコミュニティ形成の場を提供するなど、様々な機能・役割を担っています。

このように、多岐にわたり、重要な機能・役割を担う公園・緑地の整備推進と適正配置、緑のネットワークの構築に努めるとともに、潤いある空間づくりを目指した「花の都 玉名」づくりを進めます。

また、本市の大きな魅力である河川・海辺などの水辺環境を活用し、水と緑が豊かなまちづくりを展開します。

2-4-2 水と緑の整備方針

(1) 公園・緑地の整備改善

○公園・緑地は、市民生活に安らぎや潤いをもたらす都市環境の向上に資する大切な施設であることから、今後とも現在の緑地水準を維持し、適切な公園管理を実施します。

○交流拠点として位置づける「蛇ヶ谷公園」、「桃田運動公園」、「岱明中央公園」、「浮田池周辺」については、人と人、人や自然との交流の場として、また、市民の憩いの場、スポーツやレクリエーション及びコミュニティ活動などの場として、さらなる機能の集積・充実を図ります。

○密集市街地においては、災害による被害の拡大を抑制し、地域の避難場所となるオープンスペースの配置に向けて、有効な手段である都市計画決定も視野に入れた検討を、関係機関や地域住民意向などを踏まえながら行います。

○「玉名市地域防災計画」において広域避難所として位置づけている都市公園など（「桃田運動公園」、「蛇ヶ谷公園」、「岱明中央公園グラウンド」、「横島グラウンド」、「天水グラウンド」）については、防災機能や避難所機能など災害時の活動拠点として必要な災害応急対策施設の整備を図ります。

○公園利用者の安全を確保するとともに、利用促進を図るため、老朽化した公園施設は再整備を図ります。また、超高齢化が進む中、公園を活用した健康推進施設の充実を図り、長寿社会に対応した公園づくりを目指します。

○農地についても、市街地近郊の緑地空間と位置づけ、営農環境の向上に併せて、農地の保全・活用を図ります。



岱明中央公園



街区公園

○山間部の集落地などについても、地域コミュニティ活動の場の確保及び防災への対応（避難施設と連携した公園・広場などの確保）を考慮して、適宜、広場などを整備します。

その際、森林との一体的活用などを考慮して配置します。

○市街地内の社寺林や河川緑地などを活用して、市街地内に豊かな緑地空間を確保していきます。特に、河川緑地については河川行政と連携しながら、ハゼ並木などの保全や花と香りの空間形成による河川美化など自然環境の向上及び活用を図ることにより、より一層の魅力化を目指します。

（２）公園の維持管理・運営

○花と緑があふれるまちづくりを目指すため、小・中学校や各種団体による「花の都 玉名」を目標に拠点づくりを支援・推進するとともに、これを継承していく人材の育成を支援します。



○既存の公園については、「公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した施設・設備の改修を進め、事故の未然防止に努めるとともに、時代に対応した機能更新に努めます。

○地域の身近な公園・緑地や広場などについては、それぞれの地域のニーズにあった利用を促進するため、地域住民が参画して公園の再整備を進めるとともに、市民ボランティアや地域活動による定期的な清掃活動など、市民の協力による地域に密着した公園を目指した維持管理活動を促進します。

（３）河川改修と環境保全

○菊池川やその他の県が管理する主要な河川では、流域に応じた計画規模を目標として整備を推進します。特に高瀬地区の菊池川一帯は、「高瀬地区かわまちづくり計画」に基づき、河川管理者と地域との協働により、河川区域内の一括管理（占用）による親水空間やレクリエーション空間の創出を図ります。



○境川の県管理区間については、境川改修事業促進期成会の活動を通して河川改修の早期完成に向けて関係機関への要望を強化するとともに、市管理区間も下流とのバランスを考慮しながら計画的な整備を推進します。また、河川改修にあたっては、より良い河川環境の向上を図るため、県や市、地域住民が一体となって進めている「様々な暮らしのある里川づくり」を推進します。

○唐人川、尾田川については、唐人川、尾田川改修及び流域整備事業促進期成会の活動を通して河川改修の早期完成に向けて関係機関への要望を強化します。

○市内を流れる河川は、市民にとっての貴重な自然空間でもあることから、生態系に配慮し、併せて美しい自然景観の保全・創出を目的とした「多自然型の川づくり」を進めていきます。

- 本市が加盟する「菊池川流域同盟」において制定した、全国で初めてとなる流域市町村で統一した条例「河川を美しくする条例」に基づき、美しく親しみのもてる自然環境の保全に努め、「環境の先進地、環境立都 玉名」として全国へ情報発信するとともに、市民の水質浄化意識の向上に努めていきます。
- 市民へ生活排水路の定期的な清掃を促し、浄化機能や美観を維持保全することで、河川の環境保全を推進します。

2-5 供給処理施設に関する方針

2-5-1 供給処理施設の基本方針

市街地・集落における安全かつ快適な生活環境の実現に向けて、安全で良質な水を安定して供給するために、水源の確保と有効利用に努めるとともに、供給施設の計画的な整備と効率化を推進します。また、生活環境や公衆衛生向上、浸水の防除及び川や海などの公共用水域の水質保全に向けて、地域の実情に適した処理施設の計画的な整備を推進します。

2-5-2 供給処理施設の整備方針

(1) 下水道

- 本市の下水道事業は、「公共下水道事業」、「農業集落排水事業」及び「浄化槽整備事業」により進めていますが、衛生的な住環境保全の観点に加え、河川や海の水質保全のためにも下水道事業の推進を図ります。
- 「公共下水道整備計画」に掲げる目標達成を図るため、計画区域内の認可拡張を実施し、早期完了を目指します。
- 未整備地区については、最適な手法により整備を推進します。
- 九州新幹線新玉名駅周辺の污水整備計画は、「新玉名駅周辺地域等整備基本計画」を踏まえ、今後の開発状況に添った適正な下水道事業を引き続き推進します。
- 集中豪雨による浸水を未然に防止するため、雨水管路などの整備を検討していきます。また、立願寺地区の雨水対策は、都市計画道路の完成とともに雨水幹線が整備され、繁根木川の改修も同時期に実施されたことで、浸水地区内の排水機能が高まり改善がみられるため、今後の整備手法については慎重に検証し対応します。
- 個人設置型浄化槽の設置に対する補助金の交付や、市町村設置型浄化槽の整備について、今後も積極的に推進し、このような取り組みを進めていくことで、「水のきれいな都 玉名」の実現を目指します。
- 横島地区、天水地区の「農業集落排水事業」は、経年劣化による機能低下が懸念される汚水処理場などの改修を実施し、機能の維持・強化を図ります。

(2) 上水道

- 市民に対し安全で良質の水を安定的に供給するため、老朽化した施設や配水管の更新を計画的に推進するとともに、運転管理や維持管理体制の効率化を目指します。
- 災害時にも対応できる安全で安定した供給システムを確立するため、配水池やポンプ室などの基幹構造物や管路の耐震補強や更新を進めるとともに、災害時の応急給水拠点を整備するための「拠点設置計画」などの策定に努めます。
- 「簡易水道事業」は、創設から40年以上が経過し、施設の老朽化が進み、配水管の更新時期も迎えていることから、「簡易水道事業統合計画書」に基づき施設や配水管の更新を推進します。

2-6 安全・安心のまちづくりに関する方針

2-6-1 安全・安心のまちづくりの基本方針

近年発生した大地震、水害、高潮災害などにより、全国的に地域防災や危機管理に対する意識が高まっている中、市民の生命、財産を守り、災害に強い都市形成を図るため、本市の地域性を踏まえた上で、各種災害に対する防災機能の強化、災害発生への人的対応力の強化など、だれもがどこでも安心して安全に暮らせる「安心安全都市 玉名」の実現に努めます。

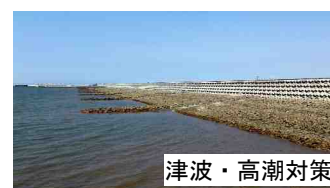
また、今後も地球温暖化などによる台風の大型化、集中豪雨の多発、海面上昇などにより、防災施設の能力を超える洪水や高潮などが発生する恐れがあります。そこで、災害による被害をできるだけ最小限にとどめるため、平常時から防災戦略を立て、小中学校における防災教育や地域の防災意識の向上、自主防災組織の充実、防災情報の伝達・提供、避難体制の強化などを中心とした「減災」に向けた対策に取り組むなど、行政と市民、事業者などが一体となった災害に強いまちづくりの取り組みを計画的に推進します。

さらには、人口減少や少子・超高齢社会の到来によって一人暮らしのお年寄り世帯が増加し、過疎地や限界集落が発生する今後を踏まえ、犯罪や事故から市民を守り、また、生活インフラの維持に努め、安心して生活・都市活動を営むことができる社会の実現に向けたまちづくりを推進します。

2-6-2 安全・安心のまちづくりの整備方針

(1) 各種災害に対する防災基盤の強化

- 自然災害と、それらが誘発する建物倒壊や火災などの都市災害は、完全に防ぐことは困難であり、被害拡大の阻止や災害規模の軽減に取り組む必要があります。そこで、被害の拡大抑制に向け、市内各地域の実情に応じた災害に強い都市施設整備を推進します。
- 多くの人々が訪れる市街地では、市民だけでなく観光客の避難も想定した防災対策が必要であり、大規模地震の発生に備え、建築物の耐震化や耐火・不燃化、老朽密集市街地の環境改善を促進するとともに、避難路や避難場所、延焼遮断帯となる道路、公園などの整備、避難所や医療機関などへの緊急輸送道路（通行機能）の確保を推進します。
- 水害の多発地帯においては、市民の生命や財産の安全性を確保するとともに、水田などへの浸水被害の防止に努めるため、河川改修の推進や無秩序な市街化の抑制に努めます。
- 津波・高潮対策には、ハード対策（防護施設の整備など）とソフト対策（災害発生の事前、直前、直後、事後の情報提供、あるいは避難場所などの整備、被害軽減のための仕組みや設備の整備など）があり、これらの連携による対策の実施を図ります。



○山間部などにおいては、土砂災害警戒区域もしくは急傾斜地崩壊危険区域が部分的に指定されていることから、今後も引き続き原因地对策の実施や警戒避難体制の整備に努めます。

○学校施設は、地域住民の緊急避難場所としての役割を担っていることから、老朽化した校舎などの改修や改築について年次計画に基づき整備を図っていきます。

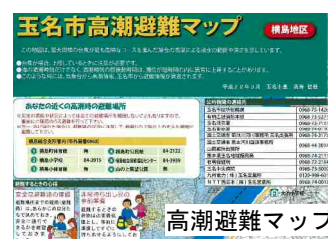
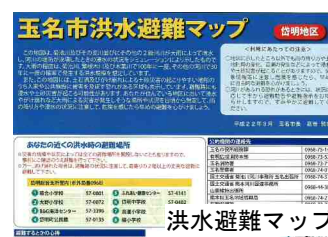
（２）災害発生への人的対応力の強化

○危機管理意識の啓発は、市、防災関係機関、自主防災組織などとの連携を強化し、市民の防災意識の高揚を図ります。

○災害時における自主的な防災活動が重要であることから、自主防災組織のさらなる充実に努めるとともに、防災訓練などに市民が参加しやすい工夫を凝らし、地域の防災力の一層の向上を図ります。

○平時からの防災意識の高揚を図るため、防災無線の整備や連絡体系の構築、ハザードマップ※などによる情報提供・防災知識の普及など、平常時から被害の未然防止や減災などの災害予防対策に取り組みます。

○本市は観光を地域の主要産業として位置づけていることから、観光客など玉名市の地形（地図）情報に詳しくない来訪者でも迅速な危険回避行動をとることができるよう、ピクトグラム※（絵文字、絵単語、サイン）を用いた情報案内板の設置など、誰もがわかりやすい情報提示に配慮します。



（３）防犯環境の整備と地域の防犯力強化への取り組み

○安全で安心な生活を営むことができるよう、行政区、学校、家庭、職場への広報活動を充実させ、地域防犯組織の育成を図るなど、防犯対策の強化に努めます。

○関係団体と連携し、市街地や集落の住宅街における死角や学校周辺をはじめとする危険箇所、防犯・防災上、危険性の高い空家などについて把握するとともに、対策が必要な場所については、行政区などの管理団体に防犯灯設置の補助制度の活用を働きかけるなど、犯罪の起こりにくい環境整備を推進します。

ハザードマップ

洪水や津波、火山噴火など災害発生時に、地域住民が安全に避難できるよう被害の予想区域や程度、避難場所などを示した地図。自治体が作製し、避難勧告を出す際の重要な指針となる。

ピクトグラム

不特定多数の人々に対して情報を伝える為に、見やすくわかりやすくデザインされた図記号のこと。方向を示す矢印や男女を表す人の形、電話を表す図形などがあり、交通施設や観光施設などの公共的な場に広く利用される。

（４）交通安全の取り組み

○市街地内や集落内の生活道路においては、車輛速度や通過交通の流入を抑制するとともに、交通量の多い幹線道路や通学路については、歩道を設置するなどして歩行者と車を分離し、安全な歩行空間と円滑な自動車走行空間の確保に努めます。

○交通事故の危険性が高い場所については、警察署と連携して集中的な事故防止対策を実施するほか、高齢者や観光客などの歩行者が多い温泉街や商店街、住宅密集地においては、車輛速度を抑制する道路構造の工夫と通過交通を発生させない交通規制の手法を組み合わせるなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していきます。



交通安全活動

（５）生活インフラ維持への取り組み

○人口減少と少子・超高齢社会の到来により、進行が想定される中山間地域を中心とした過疎化と、身近に利用できる商店の減少といった社会情勢の変化に対応し、高齢者が地域から孤立したり、地域の日常生活に過度な負担がかかったりすることがないように、コミュニティの維持に努めるとともに、地域の実情に即したきめ細かな運行が可能な公共交通（コミュニティバス、乗合タクシーなど）の導入検討を行います。

2-7 景観形成に関する方針

2-7-1 景観形成の基本方針

本市は、北部は県立自然公園に指定されている小岱山、東部は金峰山系の熊ノ岳・三ノ岳、南部は有明海に囲まれ、「やま」から「うみ」をつなぎ、本市中心部を菊池川が流れており、その流域には田園風景が広がる緑豊かな自然的景観が展開されています。

また、玉名温泉街における特有の都市景観や、高瀬商店街に代表される歴史的景観、そして、本市の新たな玄関口であり、鉄道デザイン国際コンペティション※を受賞した「九州新幹線新玉名駅」の特徴的な建物が立地する空間が点在しています。

これら本市の特徴的な景観は、豊かな生活の背景となっているほか、観光地として多くの来訪者をもてなす重要な役割を担っています。

そこで、これら景観要素との調和を図り、市民生活に安心感と安らぎをもたらし、訪れる人々の心をなごませ、街なかのにぎわい創出につながる魅力ある街並み景観形成に向けて、市民意識の高揚と景観行政団体への移行なども視野に入れた「美しい景観都市 玉名」の実現を目指します。

2-7-2 景観形成の整備方針

(1) 来訪者を迎えるもてなし景観の形成（景観形成）

- 新玉名駅及びその周辺部は、全国各地からの来訪者を迎える県北地域を代表する新たな玄関口であり、都市の顔となることから、デザイン性の高い駅舎、周辺の田園風景、山並みなどの美しい自然環境との調和を図りつつ、もてなしの空間整備と、シンボル性の高い景観づくりを推進します。
- 大規模建築物は、施設自体が周辺の景観に大きな影響を及ぼす可能性があることから、新規の立地にあたっては、それぞれの地域の景観に配慮するよう、一定のルールに基づいた立地を促進します。
- 自然や歴史など地域の風情を感じることができ、観光客や市民にとってやすらぎと潤いをもたらす景観を形成するため、行政とまちづくり団体の連携による豊かな景観形成に向けた取り組みを支援します。
- 街路景観の向上を図るため、建物や商業施設の形態、色彩、看板などについて、景観形成基準の設定も視野に入れ、調和のとれた統一感のある美しい街並み景観の形成を推進するとともに、さらなる修景整備や安全性の向上を図るべき路線については、併せて電線類の地中化を促進します。

鉄道デザイン国際コンペティション

正式名称はブルネル賞（Brunel Award）。鉄道関連では唯一となる国際デザインコンペティションである。

○平成 19 年に発足した「高瀬まちづくり協議会」による建物の増改築の基準などを定めた「高瀬地区景観形成住民協定」の締結により、高瀬地区では町屋改修などに取り組み、江戸・明治期の古民家が集まる街並み保存に向けた活動を展開しており、こうした地域の景観は地域で守り育てるという市民意識の高揚に努めます。



（２）本市を象徴するふるさと景観の保全（景観保全）

○本市には、長い歴史の中で先人たちが築き、育まれてきた数多くの歴史的景観資源や小岱山や有明海をはじめ本市を貫く菊池川、また江戸時代からの干拓工事によって築かれた広大な農地など、豊かで美しい自然的景観資源を多数有していることから、これらの魅力ある資源と調和・融合した風格ある都市景観の保全に努めるとともに、市民が愛着や誇りをもって住み続けられるよう質の高いふるさと景観づくりを推進します

○本市を象徴するふるさと景観を眺めることができる視点場を設定し、その眺望を保全すべき範囲における建築形態・意匠を制限し、開発行為を規制・誘導するなど、玉名らしさを印象づける景観の保全・創出に取り組みます。

○本市のふるさと景観として、景観を阻害する建築物の規制や、地域や民間が参画し官民が協働で進める景観づくりに取り組みます。

（３）市民が一体となった景観形成に向けた取り組みの推進

○暮らしの快適性と美しさが調和するまちづくりを目指し、自然、歴史、文化や人々の暮らしを踏まえた景観保全と優れた景観形成を図るとともに、市民一人ひとりの環境美化に対する意識を高めるため、景観条例（仮称）の制定に努め、条例に基づく景観保全活動並びに景観形成活動を促進します。



写真 玉名市を象徴する景観

2-8 住環境形成に関する方針

2-8-1 住環境形成の基本方針

人口減少に歯止めをかけ、誰もが安心して生活できる住環境の形成に向けて、九州新幹線開業や本市の魅力を活かした定住促進に取り組むとともに、少子・超高齢社会に対応した高齢者から子どもまで多様な世代が居住し、安全で安心して生活・交流できる住環境づくりに努めます。

2-8-2 住環境形成の整備方針

(1) 定住化に向けた一体的施策の推進

○玉名市定住化基本構想（スマイル構想）により抽出された4つの定住ゾーン（石貫・三ツ川地区周辺、睦合地区周辺、八嘉・梅林地区周辺、小天地区周辺）については、官民の協力体制のもと、各ゾーンが持つ優位性を活かした定住促進施策の推進に努め、定住人口の増加を図り、「ずっと住みたい玉名」づくりを目指します。

(2) 良好な住宅地の形成

○無秩序な宅地化の防止と既成市街地への住宅立地の誘導を図るとともに、居住環境の質的向上を図り、良好な住宅地の形成に努めます。

○安全で快適な住まいづくりや良好な住環境の形成に資するため、優良な民間企業の住宅開発の誘導に努めます。

○公営住宅の建設や老朽化が著しい既設公営住宅などの改修は、「玉名市公営住宅等長寿命化計画」に沿って計画的に実施するほか、公営住宅周囲の環境面も併せて整備を行い住みよい住宅環境づくりに努めます。



○高齢者や障がいのある人の意見を活かしたバリアフリー対策の推進や、超高齢社会への対応や子育て世帯への支援に向けた賃貸住宅の立地誘導など、高齢者から子どもまで多様な世代が居住し交流できる住環境づくりを推進します。

○住宅地区内において、自然的土地利用が残存するエリアについては、本市の住宅地区としての計画的な市街化進展を誘導するため、都市施設（都市計画道路、上下水道など）整備を推進します。

○市街地や集落の住宅街における防犯・防災上、危険性の高い空家などについて把握するとともに、対策が必要な場所については、行政区などと連携し、所有者に対して建て替えや除去を働きかけるなど、犯罪の起こりにくい環境整備を推進します。

（３）玉名らしい緑のアメニティ空間の創出

○市街地内や集落内に点在する境内地（社寺林）や、歴史的建造物の敷地の庭園（屋敷林）などがみられる地域の生活や文化に基づく樹木などは、市民が代々受け継ぎ、それぞれの記憶にとどまり続け「玉名のアイデンティティ※」となる緑であり、歴史的価値の高い地域共有の財産として、その保全に努めるとともに、地域の身近な自然要素として、観光や交流などのまちづくりに活用します。

（４）生活に連動した緑のネットワークづくり

○緑豊かな都市環境の創出に向け、住宅や業務施設などの敷地の緑化や、建物壁面の緑化などに対する土地・建物所有者の理解を得ながら、官民が一体となって都市緑化に取り組む仕組みをつくるとともに、公園や道路、河川などの公共施設の緑を充実させ、暮らしや生活行動に密着した緑のネットワークの形成を図ります。

（５）住みやすい自然と共存した都市環境の保全

○快適な市民生活を守るため、市民自らによるまちの清掃活動や美化運動などを推進するとともに、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭の発生源となる施設・事業者への指導を徹底するなど、生活環境の悪化を未然に防止するなど、潤いのあるまちづくりに努めます。

（６）環境負荷の軽減による持続可能な社会の構築

○地球温暖化の抑制など地球環境の保全を考慮し、省資源・省エネルギー化など温室効果ガスの排出抑制や廃棄物の発生抑制に努めるとともに、市民や市内の事業者のごみの減量活動、3 R※の推進を促進するなど、環境負荷が少ない生活行動・都市活動によって、持続可能な社会の構築を図ります。

アイデンティティ

個性、独自性、主体性、同一性(一体性)。まちの個性・独自性のことをいう。

3 R

Reduce [リデュース＝廃棄物を出さない]、Reuse [リユース＝再使用する]、Recycle [リサイクル＝再資源化する] の略称。廃棄物をできるだけ出さず、使用済みの物を再使用や再利用にまわそうというもの。

2-9 自然環境保全に関する方針

2-9-1 自然環境保全の基本方針

本市では、山・川・海などの自然から様々な恩恵を受けていますが、近年、不法投棄などの廃棄物による環境汚染が自然界の浄化作用や生態系に大きな影響を及ぼしています。



そこで、かけがえのない豊かな自然を市民の財産として後世に残していくため、治山・治水事業を進め、河川・海域の水質浄化を図るとともに、菊池川流域同盟と連携して、美しく親しみのもてる自然環境の保全に努め、「環境の先進地、環境立都 玉名」として全国へ情報発信していきます。

また、近年、世界的に頻発する異常気象は、地球温暖化が原因といわれています。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減のため、今後も、家庭、地域、学校、企業、行政などで互いに連携してその対策に取り組むことが求められています。

そこで、市民一人ひとりの意識と活動によって環境にやさしいまちづくりを市民全体の取り組みとして発展できるように、子どもへの環境教育、市民や企業などに向けた環境問題の啓発を推進するとともに、地球温暖化防止や土壌、大気、水質などの汚染汚濁に対する監視体制の強化など環境保全意識の向上に努めます。

2-9-2 自然環境保全の整備方針

(1) 山間部・丘陵地の保全・活用

- 本市の森林は、放置林が多く基幹的な林業が少ない状況にあり、1 ha 以上の規模による山砂採取などの林地開発が見受けられます。そこで、景観保全、地下水かん養などの面から開発との調和を図りながら自然環境の保全に努めます。
- 小岱山に連なる丘陵地や金峰山系の山々は、貯水機能や生態系の維持などの公益的な役割を担っていることから、これら公益的機能の維持・向上を図ります。
- 関係機関と連携して山間部などにおける廃棄物の不法投棄の監視を徹底するなど、本市の豊かな自然環境の保護に努めます。
- 生活形態・産業構造の変化、人口減少・超高齢社会の到来に伴い維持が困難となっている里山の環境保全に向け、一般市民や企業などが参加する維持・管理の取り組みを検討します。

(2) 河川の保全・活用

- 市民の水質浄化意識の向上を図るため、「菊池川流域同盟」の諸活動（水質調査、清掃事業、廃油石けんの普及・啓発、子どもへの環境学習を取り入れたイベントなど）を積極的に実施します。

- 市民へ生活排水路の定期的な清掃を促し、浄化機能や美観を維持保全することで、河川
の環境保全を推進します。
- 治水面では、ハザードマップなどを整備するほか、河川改修にあたっては、自然保護、
環境保護のための十分な配慮のもとに実施していきます。

（３）海辺の保全・活用

- 有明海に面した海岸線は、海の水質保全と海岸の美化及び
環境保全に努めるとともに、海沿いの遊歩道や休憩施設ど
を活用した自然に親しむ場の充実を図ります。また、海岸
線の保全・活用を図ります。



（４）新エネルギー※導入の推進

- 市民生活において排出される温室効果ガス抑制のために、市民一人ひとりが地球温暖化
防止の認識を深めるための啓発に努め、住宅用の太陽光発電システムの普及・啓発に努
めます。

（５）「環境の先進地、環境立都 玉名」の推進

- 市民一人ひとりの環境保全意識の向上が快適な生活環境の確保につながることから、地
域や学校への環境学習の出前講座を実施するとともに、家庭などにおけるグリーン購入※
やリサイクル活動の推進を通じて環境保全意識の向上に努めます。
- 子どもたちが、早い機会から環境保全について関心を持ち、日常生活の中でエコライフ
活動の大切さを体験し理解できるように、保育所や幼稚園、小・中学校での環境学習や
リサイクル活動、環境美化活動を推進します。
- 様々な公害に対する情報把握に努めるとともに、市民の不安を解消し、苦情などの処理
には迅速に対応します。
- 環境の保全や創造について基本理念を定めるとともに、市民一人ひとりの環境美化に対
する意識を高めるための環境基本条例（仮称）の制定に努め、条例に基づく環境活動を
推進します。
- 菊池川流域同盟による環境保全活動をインターネットなどメディアを通じ、全国へ情報
発信します。

新エネルギー

風力、太陽光、地熱、水力、バイオマスなど自然環境から得られる再生可能なエネルギー。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

2-10 市民参画に関する方針

2-10-1 市民参画の基本方針

これからのまちづくりには、従来の行政主導型の市民参加から、市民、NPO、事業者などが行政とともに協働の精神により、主体となってまちづくりを展開することが非常に重要であり、公共的サービスを担う「新しい公共」として、福祉、環境、まちづくりなど身近な分野の課題解決に取り組むことが求められています。

そこで、市民と行政との協働のまちづくりを進めるための環境や仕組みづくりに取り組むとともに、連帯感や郷土愛に支えられた元気な地域コミュニティの維持・育成に努めます。

2-10-2 市民参画の整備方針

(1) 住民自治・地域コミュニティなどの充実のための活動

○各地域が持つ個性や魅力を最大限に発揮できるまちづくりを推進するため、市民参加や市民協働の推進に関する指針の制定を検討し、それらに基づき、協働のまちづくりを推進します。



○地域の声を行政に反映させるとともに、地域住民の主体的な参加により住民自治の充実を図るために、地域自治区を単位とした「地域協議会」による主体的な活動などを通じて協働のまちづくりを目指します。



○「新しい公共」を担うNPOやボランティア団体などの市民公益活動を応援するため、「市民活動情報サイト『たまりん』」の活用を促進するとともに、活動に対する助成金制度の創設や公共施設の空スペースを活用した市民活動センターの設置などの支援を検討します。

○協働のまちづくりのさらなる活動促進、地域コミュニティの醸成を図るため、地域住民や関係団体がともに活動する「校区コミュニティ協議会（仮称）」の設置について検討します。さらには、コミュニティづくりの拠点として既存施設の活用を促進します。

(2) 地域自治のための活動の展開

○高齢者や子どもたちを地域で支える環境を形成し、総合的な住みやすさを高めていくため、地域主体による自主的な防災・防犯活動の展開を支援します。

○地域の個性である伝統芸能は、地域の一体感を高め、高齢者から子どもまで幅広い世代の交流と助け合い・支え合いを醸成することから、地域社会を学ぶ教材としての活用を推進し、継承のための後継者育成に向けた仕組みを検討します。

- 本市の産業力の向上に併せて、地域の活性化を目的として、地元の農林水産物などを活用した6次産業を確立するために、生産から加工、販売までを実施する事業者を支援します。
- 農業に関する情報発信を積極的に実施し、農業経営に意欲を持つUターン・Iターンの転入者の新規就農を促進するとともに、多様な担い手の参入なども視野に入れ、地域との協働のもとに農業の受け皿づくりに努めます。
- 山間部においては、地域住民、ボランティアなどの活動による「森づくり活動」の展開を推進するため、生きものの多様性や人の利用などに配慮した草刈り、間伐、生きもの調査や環境教育と活動に対する支援を行うとともに、新たな担い手の育成や観光への対応を図るため、森林の保全と活用を積極的に図ります。
- 漁業についても、特産品の開発・充実に併せて、地産地消や第6次産業の推進を図ります。また、漁業体験や朝市などの観光への対応も充実していくほか、これらの活動を支える体制づくりを展開していきます。

2-1-1 福祉のまちづくりに関する方針

2-11-1 福祉のまちづくりに関する基本方針

市民誰もが安心して住み続けられるまちをつくるためには、市民と行政が、また地域の中で市民同士が、お互いの立場・考え方を尊重し合い、支え合い・助け合いの気持ちをもって協力しながら取り組むことが大切です。

また、誰もが自らの能力を活かして、自立的に、安心して暮らし続けることができ、また、積極的に社会参加できる地域社会・地域空間の形成が今後求められます。

このような考え方から、「玉名市地域福祉計画（平成24年度策定）」における基本理念「みんなで進めよう！誰もが安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」に基づき、市民・行政が協働して、性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、誰もが安心して、かつ快活に暮らし続けることのできる地域社会の実現に向けて、福祉のまちづくりを進めていきます。

2-11-2 福祉のまちづくりの整備方針

（1）九州看護福祉大学との連携

○九州看護福祉大学は、市内外から数多くの学生が集い交流する公設民営で設立された県北唯一の大学であるとともに、生涯学習や健康推進などの様々な情報の発信や地域との交流の拠点であることから、さらなる交流機能の維持・向上を図ります。 ※再掲



○本市は「大学を活かしたまちづくり」を市の基本施策の1つとして掲げており、地域における活動や調査・研究、人材育成、産業振興、地域づくりなど様々な分野での大学との相互間の協力・連携が期待されています。そのため、地域福祉の推進にあたっては、大学と緊密な連携により、学校施設の地域開放による地域活動拠点としての活用や、福祉サービスの研究開発など、地域福祉の様々な分野において大学と連携した取り組みを進めていきます。 ※再掲

（2）歩きやすいまちづくりの推進

○道路については、高齢者、障がい者などの歩行や車椅子、ベビーカーなどの利用に配慮した歩道幅員の確保、段差の解消、舗装面の凹凸や過度な傾斜の解消などを図ります。

○主に中心拠点（温泉街、商店街など）や交通拠点（鉄道駅）においては、バリアフリー化やベンチ、ポケットパーク（小広場）の整備など、様々な歩行者環境の向上を目指した施策を総合的に展開することを通じて「歩きやすいまちづくり」を推進します。

- こうした「歩きやすいみち」に沿って各種公共公益施設や交流施設を配置することで「歩いて暮らせるまちづくり」を推進します。
- 安心して子どもを育てられる環境を実現するため、保育所や幼稚園、小学校などへのアクセス道路の安全快適性の改善などを図ります。
- 生活道路を中心とした地域に密着した道路では、歩行者・自転車の安全を確保するため、警察署及び道路管理者が連携し、車輛速度の抑制や通過交通の抑制など、事故抑止対策を実施します。

（３）公共公益施設の整備・改善

- 公民館、図書館、地域コミュニティセンターなどの公共公益施設については、各種基準などに基づき、施設のバリアフリー化を継続するとともに、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの導入を図ります。
- 民間の施設も含めて、不特定多数の人たちが利用する店舗などについてもユニバーサルデザインの考え方の普及を図るため啓発を行っていきます。
- 市民が安心して暮らせるための地域医療体制の整備を目的として、平成25年11月に玉名市及び玉東町、玉名郡市医師会、公立玉名中央病院などで結成・発足された「玉名地域医療体制づくり推進本部」を中心として、今後、関係機関による協議会を設置し、玉名地域医療体制整備基本構想・計画策定や公立玉名中央病院の耐震化などについて検討していきます。

（４）市民のニーズに応じた住まいの確保

- 市民誰もが、それぞれの必要に応じた住宅を確保できるような住宅施策を推進します。
- 特に今後さらなる高齢化が進行することが予想されることから、高齢者が安心して暮らせる住宅の確保に向けた住宅施策を、福祉施策との連携により展開することを検討します。
- 子育てのしやすいまちづくりの一環として、公営住宅のユニバーサルデザイン化や空き室情報の広報などに取り組みます。

（５）地域福祉を担う人材・団体の活動促進

- 基本理念に掲げた「誰もが安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」を進めるにあたり、基本となるのは、「地域のつながり」です。同じ地域に住む人同士が知り合い、支え合う意識を自然に育むことができるよう、地域でのあいさつ運動の推進や、交流の場・機会づくりを進めます。



河川清掃活動（繁根木川）

○市民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、学校や地域の中で福祉教育や人権教育を充実し、心のバリアフリーを進めます。

○地域福祉の担い手としてボランティアやNPOを育成するとともに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉協力員、自治会などの地域福祉活動に関わる様々な団体の個々の活動を支援・促進し、地域で支え合う力の活性化を図ります。



（６）地域福祉ネットワークの構築と拠点確保

○本市には、地域福祉に関わる活動を行う様々な団体があり、地域福祉を推進するため、身近な地域単位で、市民や関係団体が連携し、地域の課題を解決するためのネットワークづくりに取り組みます。

○地域のネットワークや個々の団体などの活動を推進するため、活動拠点の確保が必要であり、既存の公共施設（保健センター、福祉センターなど）はもとより、地域の公民館・集会所、学校施設などの様々な社会資源を、これらの地域福祉活動の拠点として活用できる仕組みづくりを進めます。

（７）地域ぐるみの防犯・防災対策とユニバーサルデザインの推進

○すべての市民が住み慣れたまちで安心して暮らすためには、障がいの有無や年齢などに関係なく、誰もが安全に活動できる環境づくりも重要な課題であることから、子どもや高齢者、障がい者などを虐待や犯罪、災害から守るための対策を地域ぐるみで進めていきます。

○誰もが安全かつ安心して住み、活動することができるよう、今後のまちづくりにおいては、すべての人にとってやさしい「ユニバーサルデザイン」の視点に基づいて、道路や施設などの生活環境の整備や、移動手段の確保に取り組みます。

第3章 中心拠点を取り巻く今後のまちづくり

3-1 中心拠点を取り巻く今後のまちづくり

本市の主要な機能・施設が集積する「中心拠点」においては、平成26年12月に新庁舎移転が予定されており、今後、新庁舎を中心点とした新たな人やモノ、情報の交流が発生し、さらには、行政サービス機能に関連した業種・業態の商業・業務施設の集積などが想定されます。

また、一方で、本市の課題である南北方向の交通アクセス性の向上を図るため、県道玉名立花線の整備に向けて、県との協議が進められており、この道路整備に伴う沿線における市街化の進展なども今後想定されます。

この「中心拠点」を取り巻くエリアについては、本市の玄関口である九州新幹線新玉名駅及びJR玉名駅を中心とした「交通拠点」や観光の中心地である玉名温泉街を含む「観光拠点」が隣接する形で形成されており、市民の生活を支える様々な都市機能が集積しており、長い歴史の中で文化・伝統を育みながら各種機能を培ってきた「街の顔」でもあります。

しかしながら、近年の車社会の進展やライフスタイルの変化に伴う大規模集客施設の郊外立地やロードサイド店の進出などにより、空洞化の進展やコミュニティの衰退が顕在化している状況となっております。

こうした状況を踏まえ、今後、「交通拠点」や「観光拠点」を含む「中心拠点」を取り巻くエリアにおいては、これら都市環境の変化に対応した計画的な都市づくりを目指します。

[中心商業地区]

○現玉名市役所を中心とした国道208号沿道やJR玉名駅周辺及び玉名温泉周辺の商業地域に指定されるエリアについては、計画的な都市空間形成に努め、日常的な生活圏を越えたより広範な地域を対象とした商業・業務・行政・文化などの質の高い高次都市機能の充実を図ります。また、これら高次都市機能に居住機能を加え、定住の促進及び多様な世代によるコミュニティ形成の促進により地域の活性化を図り、複合的な土地利用を展開します。

○既存の商店街については、商店街のにぎわい創出のため、安心・安全で快適な歩行空間の確保や統一感のある街並み景観の形成を推進します。

[高瀬地区]

○古くから菊池川の水運を利用した港町、商人の町として発展してきた高瀬地区については、地域住民が生活しやすく、市民にとって魅力ある地区として再生するため、地域コミュニティの維持・活用や伝統・文化の維持・保全、歴史的町並みの保存・活用、安全性の確保に配慮しつつ、地域住民、関係者との協働によるまちづくりの推進に努めます。

[菊池川右岸]

○俵ころがし水際緑地から鶴の河原河川緑地までの菊池川右岸については、「高瀬地区かわまちづくり計画」として、河川管理者と地域との協働で、まちと水辺が融合した良好な空間形成を図ります。

[ＪＲ玉名駅周辺]

○ＪＲ玉名駅においては、少子・超高齢社会の到来や環境保全の必要性の高まりに配慮して、公共交通や自転車などを利用しやすい環境整備を、駅前広場などの都市施設整備と一体的に推進します。

[玉名温泉街]

○本市を代表する観光地である玉名温泉街については、観光入込客の増加に向けて、新玉名駅とのアクセス向上や来訪者が安全に安心して訪れることのできるまちづくりを目指します。

[現玉名市役所周辺]

○現玉名市役所周辺については、公共・公益施設や生活サービス施設などが集積する便利でにぎわいのある市街地環境の維持を図るため、引き続き、商業系用途地域による商業・業務・行政・文化などの高次都市機能の維持・向上を図ります。

○現玉名市役所移転後の跡地利用については、土地の有効活用を図り、活力あふれる豊かなまちづくりの形成に努めます。

[新庁舎周辺]

○新庁舎周辺においては、従来からの歴史博物館こころピア、玉名市民会館などが集積していることから、文化活動の拠点としての機能維持・向上と、庁舎立地に伴う行政サービス機能の集積・強化に向けた用途地域の指定などについて検討します。

[新庁舎周辺の農地]

○新庁舎周辺の農地については、土地利用の変化に対応した計画的なコントロールを検討します。

[新玉名駅周辺]

○新玉名駅周辺（新玉名駅周辺整備構想エリア 35.6ha）については、今後の都市的土地利用への転換を見据えて、初期段階として、エリア一帯の良好な環境を形成・保持するために、特定用途制限地域の指定による建築規制など、土地利用コントロール手法について検討します。

○将来的にはエリア内の開発状況や既成市街地との関連性などを踏まえながら、必要に応じて用途地域を指定するなど、段階的かつ計画的な土地利用の転換を推進し、県北の玄関口にふさわしい新たな都市空間の形成を目指します。

[南北軸]

○平成 26 年 12 月（予定）の新庁舎移転に伴う都市環境の変化に対応した周辺道路のアクセス性の向上を目指します。また、新玉名駅から新庁舎、現玉名市役所周辺、さらには市南部方面を貫く道路ネットワークの構築を図るため、県との協働による県道玉名立花線などの早期整備について検討します。

図 中心拠点を取り巻く今後のまちづくり

